

平成30年度 第3回 佐治地域振興会議 日程

日 時:平成30年7月19日(木) 15:00～

場 所:佐治町総合支所2階第1会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議・報告事項

(1) 防災無線のデジタル化に伴う地域内情報伝達設備整備について …… 資料①・②

(2) 小さな拠点事業の運営組織について …… 資料③～⑦

(3) 人口減少を救う新しいキーワードは「関係人口」だ …… 資料⑧～⑩

(4) 地域組織のあり方検討(協働のまちづくりガイドライン、地区公民館の活用の方針)の進め方 …… 資料⑪

(5) 新市域振興ビジョンの改訂について …… 資料⑫・⑬

(6) 視察研修について …… 資料⑭

(7) その他

*次回(南ブロック合同会議) 8月22日(水) 14時～ 於:西郷地区公民館

4. 閉 会

佐治地域振興会議委員名簿

(任期：平成29年4月1日～平成31年3月31日)

		氏 名	区分	備 考
会長	継	小谷 繁喜	1号	佐治町自治連合会会長
副会長	継	杉本 淑子	3号	公募
	新	福安 修	1号	佐治町まちづくり協議会副会長
	継	栗谷 幹雄	2号	JA鳥取いなば佐治支店果実部長
	継	岡村 裕司	2号	因州和紙同業会会員
	新	小林 穂奈美	2号	佐治町青年団員
	新	上田 ゆかり	2号	佐治町連合婦人会役員
	新	西尾 寛茂	2号	佐治町支部老人クラブ会長
	新	竹内 むつ子	2号	小規模多機能居宅事業運営委員
	新	岸田 みち代	2号	千代南中学校保護者会会員
	新	阿久津 奈穂子	3号	公募
	継	福安 道則	3号	公募

* 選出区分

- 1号委員 自治会、まちづくり協議会等の役員の職にある人
- 2号委員 学識経験を有する人
- 3号委員 公募により選任された人

佐 治 町 総 合 支 所	
支所長	西尾 彰仁
副支所長兼地域振興課長	徳永 努
産業建設課長	福田 浩二
市民福祉課長	前田 由美
地域振興課課長補佐	青木 正弘

防災無線のデジタル化に伴う佐治町における
地域内情報伝達設備整備の考え方について（案）

平成 30 年 7 月 佐治町自治連合会

鳥取市が実施される平成 31 年度からの防災無線のデジタル化事業では、基本的に屋外告知放送で各戸に個別端末は設置されません。また、放送は防災情報のみとなり、これまでのような行政情報等の放送は防災無線ではできなくなります。

地域社会では、過疎化、少子化、高齢化等の課題を抱えており、住民相互の助け合いによる安心・安全確保や、地域の活性化がこれまで以上に求められていることを踏まえ、鳥取市では地域コミュニティ活動を円滑に行うために、町内会、集落、自治会等の連絡など、身近な情報を伝達する情報伝達設備の整備に係る補助制度を創設されました。

具体的には、「音声告知専用端末機器設置事業」、「有線放送設備設置事業」、「地域無線システム設置事業」の中から地域が選択して実施できるものですが、佐治町内の地域内情報伝達設備の整備について、遅くとも平成 31 年 3 月末頃までにはその方向性を決定する必要があります。

これまでの説明では、CATV網を活用した「音声告知専用端末機器設置事業」が最も適しているとしておりますが、次のとおりその具体的な整備方法等の基本的な考え方等を提案し、佐治町内の合意形成を目指すものです。

(1) 各情報伝達設備の特徴等 ～ 別紙のとおり。

(2) 域内情報伝達設備の基本的な事項

- ① 地域内一斉通報が可能であること。
- ② 経費（初期費用・運営費等）が経済的であること。
- ③ 維持管理が容易であること。

※この条件設定に伴い必然的に次のような手法が導かれる。

- ①各自治会（集落）毎に自由に設備を選択するのではなく、佐治町で統一した設備とする必要がある。
- ②各自治会（集落）内でも、個々に加入・未加入の意志確認を行うのではなく、自治会（集落）がまとまって加入する必要がある。
- ③自治会（集落）内でまとまって加入する際は、初期負担金 10,000 円／戸と使用料 108 円／月の負担を基本的に個人負担とせず、自治会（集落）費で負担（補助）するような対策が必要。
- ④CATV網を活用した「音声告知専用端末」設備の場合、各自治会（集落）毎にも放送ができるため、現在の有線放送設備を廃止することもできます。使用料 108 円／月（1,296 円／年）は有線放送が将来的にも存続するとの想定で、これの維持管理費用と考えればどうか。

(3) 方向性決定の日程、手順等

- ・平成 30 年 6 月 役員会で協議検討
- ・平成 30 年 7 月 自治連定例会で説明協議
- ・最終的には年末年始の各自治会（集落）総会で協議決定

鳥取市地域内情報 伝達設備整備事業補助金

地域社会では、過疎化、少子化、高齢化等の課題を抱えており、住民相互の助け合いによる安心・安全確保や、地域の活性化がこれまで以上に求められています。

本市では、平成29年度より地域コミュニティ活動を円滑に行うために、町内会、集落、自治会（以下「町内会等」）の連絡など、身近な情報を伝達する情報伝達設備の整備にかかる経費について一部助成します。

《補助事業内容》

補助対象事業	補助対象経費	補助率	上限補助額
(1) 音声告知専用端末機器設置事業	音声告知専用端末機器の購入費及びこれらの設置に要する標準的工事費から 10,000円を差し引いた経費 ↓ 利用者の負担額は1世帯当たり 10,000円となります ※詳細については別紙参照	10分の10	1町内会等につき、音声告知専用端末機器等を購入設置した世帯数に次の額を乗じた額 (1) 日本海ケーブルネットワークエリアの場合 19,160円 (2) いなびょんびょんネットエリアの場合 36,980円
(2) 有線放送設備設置事業	スピーカー、放送卓、アンプ、ケーブル、マイク、ポール、非常用電源等の設備の設置経費等	2分の1	1町内会等につき 2,500,000円
(3) 地域無線システム設置事業	戸別受信機、放送卓、アンプ、アンテナ、マイク、非常用電源等の設備の設置経費等	2分の1	1町内会等につき 2,500,000円

《補助対象者》

鳥取市自治連合会に加盟する町内会等。

ただし、新規で地域内情報伝達設備を整備する町内会等については自治会加入世帯の8割以上の世帯が本事業に取り組むことが必要です。

※ 複数の町内会等で構成する組織でも可能です。

《事業実施期間》

平成29年4月1日から平成35年3月31日まで

《その他》

本補助金の利用は、期間内に1回限りとします。

ただし、「音声告知専用端末機器設置事業」に関して、利用後に新規設置者が出た場合は、この限りではありません。

補助受付開始スケジュール(案)

平成29年度から	鳥取地域・国府・青谷
平成30年度から	気高・鹿野
平成31年度から	河原
平成32年度から	福部・用瀬
平成33年度から	佐治
※現時点での計画であり変更になることがあります。	

地域内情報伝達設備のメリット・デメリット

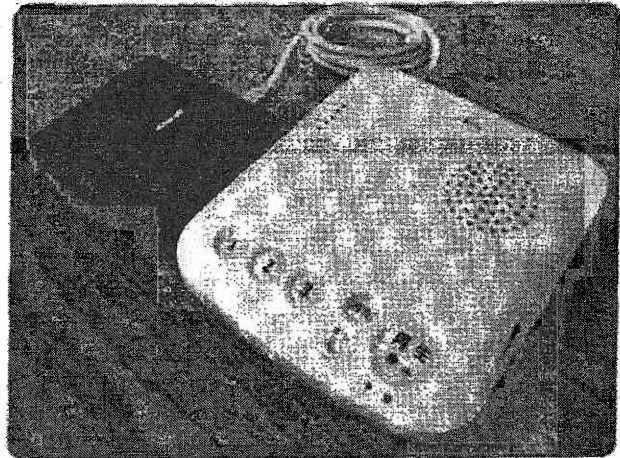
	音声告知専用端末機器	有線放送設備	地域無線システム
概要	CATV事業者の行うサービスのひとつで、CATV網を利用した音声による情報提供機器	町内会内の各戸を有線ケーブルで接続し音声放送を行うもの	無線通信を用いて町内会内の戸別放送を行うもの
メリット	・エリアを区分けして放送することができます (町内会内だけでなく、状況に応じて学校区や地区単位・支所単位等のグループ設定を行うことで広域での放送も可能) ・放送する情報は電話で音声録音するため専用発信機器を設置する必要はありません ・放送を録音して聞くことができます ・伝送路のメンテナンスの必要がありません (CATV事業者が提供するサービスのため) ・設置費用が3つの設備の中で最も安価です	・CATVに加入する必要はありません ・他の地域と混信することはありません ・ケーブルを延長することで放送エリアを拡大できます ・設備が単純であるため、断線等の修理は比較的簡単です ・従来から使われている設備であるため、多くの電気事業者が対応できます	・CATVに加入する必要はありません ・ケーブル等の固定的な伝送設備は必要ありません ・設置した後も機器の移動が容易です ・エリアを区分けして放送することができます ・放送を録音して聞くことができます
デメリット	・CATVに加入することが前提です ・同時刻に放送できる区域数に限りがあります (混み合った場合は、順番待ちになる) ・毎月108円(税込)の利用料が必要です	・ケーブルなど伝送路の保守・管理が必要です ・機器を設置した後に再度移動する場合はケーブルの再配線が必要になります ・新規設置の場合約50世帯で250万円程度の費用が必要です (線の延長等によって金額が変わります) ・風雪・地震等の災害で断線する場合があり ます	・業者による、電波の到達状況や混信の有無の事前調査が必要になります ・地形等の影響を受けやすいので、特に山間部では聞こえる範囲が狭まる可能性があります ・(出力の弱い無線電波を使うため) ・新規設置の場合約50世帯で300万円程度の費用が必要です (地域の事情(地形・面積等)によって金額が変わります) ・有線放送設備に比べて対応できる業者が 少ないと思われます

<参考：各設備の詳細>

○音声告知専用端末機器

ケーブルテレビ局がサービスするメニューのひとつで、情報を音声により迅速かつ正確に伝達できる地域情報提供システムです。

町内会等での地域内情報の伝達のほか、グループ設定をすれば、複数の町内会等や、地区公民館エリアでの情報伝達が可能で、放送内容を録音しておくこともできます。
※ケーブルテレビへの加入が必須です。



参考画像

○有線放送設備

従来から鳥取市内町内会等においても多く使用されている地域情報伝達システムです。

その多くは、集会所にアンプを設置し、各家庭に設置されたスピーカーとケーブルで接続することで情報が伝達されるシステムです。

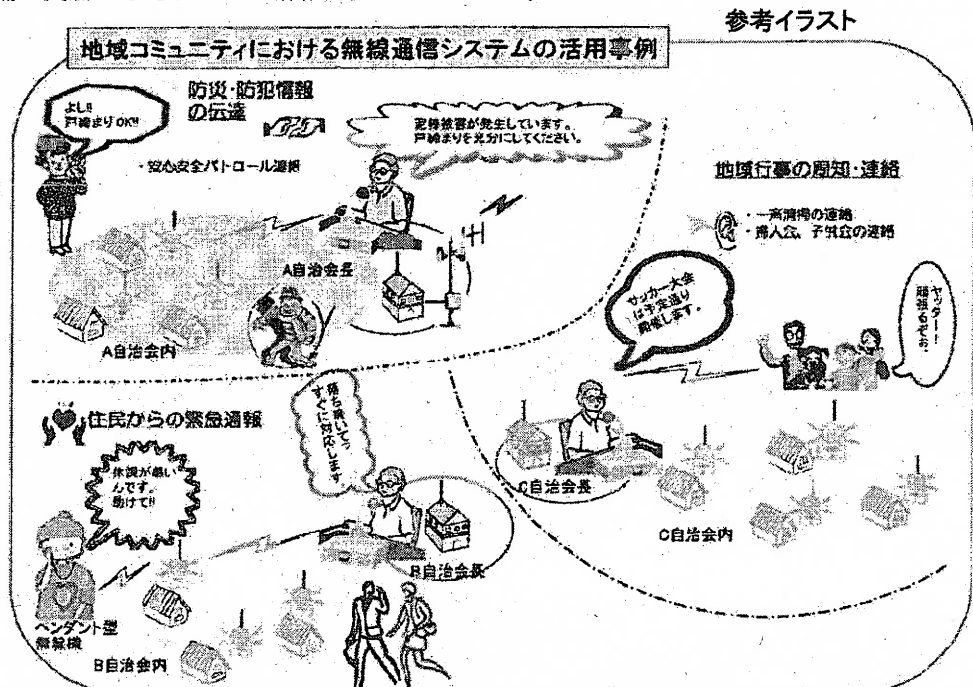
ケーブルを拡大していくことで放送領域は拡大しますが、エリア別の放送は困難です。

○地域無線システム

限られたエリア（町内会等、ゴルフ場やスキー場などの敷地が広いレジャー施設など）で自営放送したい場合や、既設の有線放送設備の配線の劣化に伴う架線の張り替え、放送柱や架線柱の移設機会に合わせて設備の更新がなされている情報提供システムです。

近年、自治体の導入も増えてきており、本市においても設置されている町内会等もあります。

半径 10 km 程度までのエリアであれば基本的に無線免許は不要で、地区や複数町内会でグループを組むことも可能です。



参考イラスト

地域助け合い事業

～ 将来も安心して暮らせる仕組みづくり ～

佐治町小さな拠点づくり基本計画



平成30年3月

第1章 基本的な事項

1. 小さな拠点づくりの趣旨

人口減少や高齢化の進行により、住民の生活に必要な生活サービスや機能が維持できなくなっている地域がある中、暮らしを守り、地域コミュニティを維持して持続可能な地域づくりを目指すための取り組みとして、「小さな拠点」づくりに注目が集まっています。

「小さな拠点」とは、小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、様々な生活サービスや地域活動の場などを繋げて人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みを創ろうとする取り組みです。

すなわち、「小さな拠点」とは、人口が減少しても人々の生活が守られ、地域に住み続けられることを目指す取り組みで、集落地域の暮らしの安心を守る「生活の拠り所」であり、同時に、地域の未来への展望を拓く「人口定住の砦」となることが期待される取り組みです。

2. 事業の目的

助け合いの仕組みづくりや地域活性化事業、効率・効果的な交通システムの構築など、人口減少や高齢化が進行しても、これからも安心して佐治町に住み続けていける「生活を支える新しい地域運営の仕組みづくり」の構築を目指します。

3. 計画策定にあたって

本計画は、アンケート調査、年代別、各種団体別による座談会（ワークショップ）を6回にわたって開催した意見等を参考として策定したものです。

4. 計画の推進体制

地域づくりの原動力となるのは、個人、団体を問わず、地域を第一線で支える地域住民一人ひとりのみなさんです。住み続けたいと実感できる地域の実現に向けて、地域の自主的かつ主体的な取組を基本に、地域住民、行政が密接な連携を図りながら、総力を結集して小さな拠点の実現に向けて取り組むことが重要です。

- ・実施（運営）体制の組織化は任意団体ではなく、法人組織とすること
- ・実施計画（事業及び予算）の検討と策定 ⇒ できる（急ぐ）ことから逐次実施する
- ・実施（運営）体制の組織化ができるまでの当分の間は、推進委員会がそのまま存続し、事業を推進する。

必要と思われる事業メニュー

主な内容	地域内コミュニティ交通
※同時に全て取り組むのではなく、優先度や緊急度等を考慮して計画的・年次的に取り組む。	(バス停～自宅付近、通院、買い物、金融機関、サロン等) 後継者対策(婚活イベントの実施、情報提供等) 除雪対策(道路～玄関・里道等) 買い物支援 簡易な農林作業の受託 簡易な家屋修繕等の受託 家事支援代行サービス (食事・掃除・洗濯・ごみ出し・灯油の購入運搬等) 墓地管理(掃除、花立等) レンタルセニアカー 高齢者見守り カフェサロン(集う・話す・楽しむ等) 有害鳥獣駆除支援(被害防止) 食事サービス 自治会活動協力支援 その他必要な事業
	・助け合い(支え合い)のメニュー毎に、従事可能な人員(住民等)を登録しておき、要請に応じて派遣対応する。
	・基本的に有料とし、最低限の経費(賃金、その他経費)分は負担してもらう。
	・施設・設備・備品等の導入に際しては、活用可能な補助事業等を利用して取り組む。

(1) 住民の役割と行政の役割

小さな拠点事業は、住民自らが、「佐治町で将来もずっと安心して暮らす」にはどうすれば良いのかを考え取り組むものです。

必要に応じて話し合いを重ね、困っていることや問題点、逆に魅力ある点を洗い出し、多くの住民が共感し必要と思われることに優先的に取り組む必要があります。

それには、佐治町住民が直接または間接的に運営に参画可能であることが必須となります。

行政は、佐治町住民が主体的に取り組んだ仕組みづくりの中で、行政でなければ解決できないものを含め、地域課題の解決に向け積極的な支援をおこなう必要があります。

- ・基本的に住民が直接、間接は別として運営に参画可能であること
- ・行政がおこなうべきものと小さな拠点事業で取り組むものとの整理仕分け
- ・事務局は、佐治町コミュニティセンター内に設置する。(平成30年度から3年間は市の補助事業を活用して事務局員1名を雇用して事業の推進を図る)

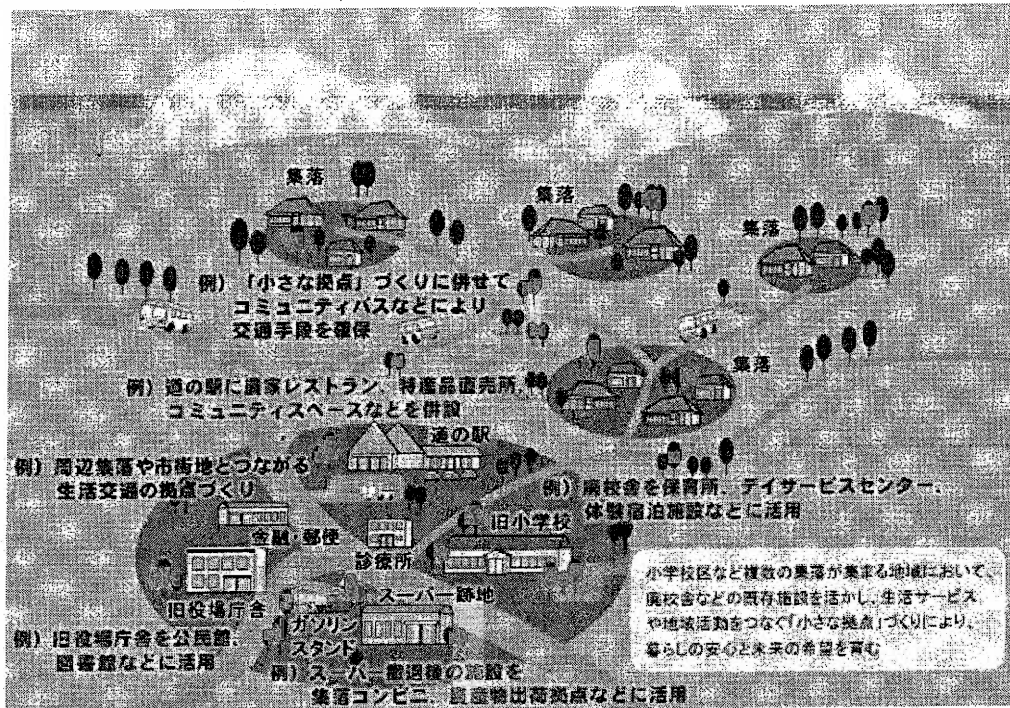
5. 取組の周知・啓発、情報発信

この計画は、佐治町における小さな拠点づくりを住民の皆様と協働で実践していくための計画です。このため、支所だよりやパンフレット、ホームページ、講演など、幅広い手段を活用しながら周知・啓発していきます。

また、計画推進の最新の情報や、住民の取組やイベント、集会などの情報について、支所だよりを始め、ホームページ、SNSなどで広く発信し、多くの町民の参加を促進します。

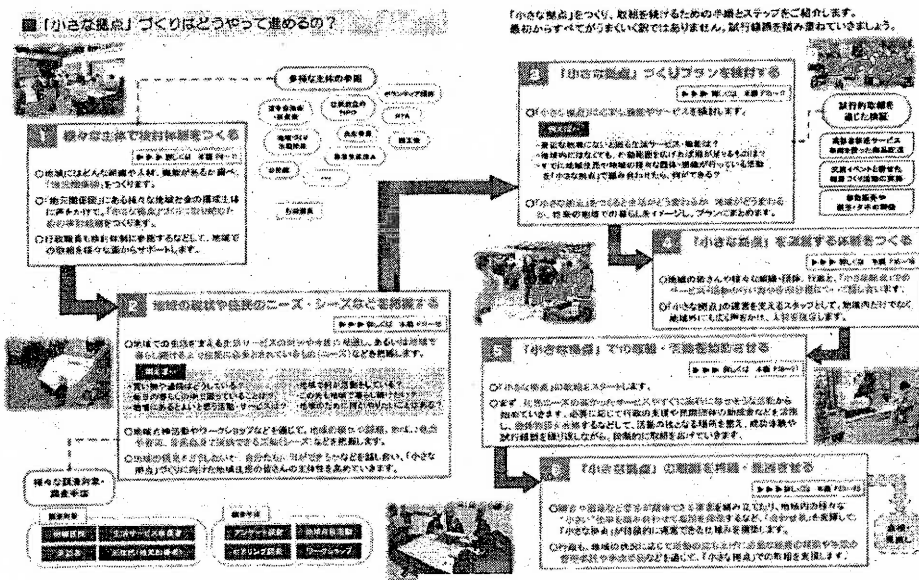
6. 小さな拠点づくりの概要

(1) 小さな拠点のイメージ図



国土交通省「小さな拠点づくりガイドブック」より

(2) 小さな拠点づくりの進め方



交通省「小さな拠点づくりガイドブック概要版」より

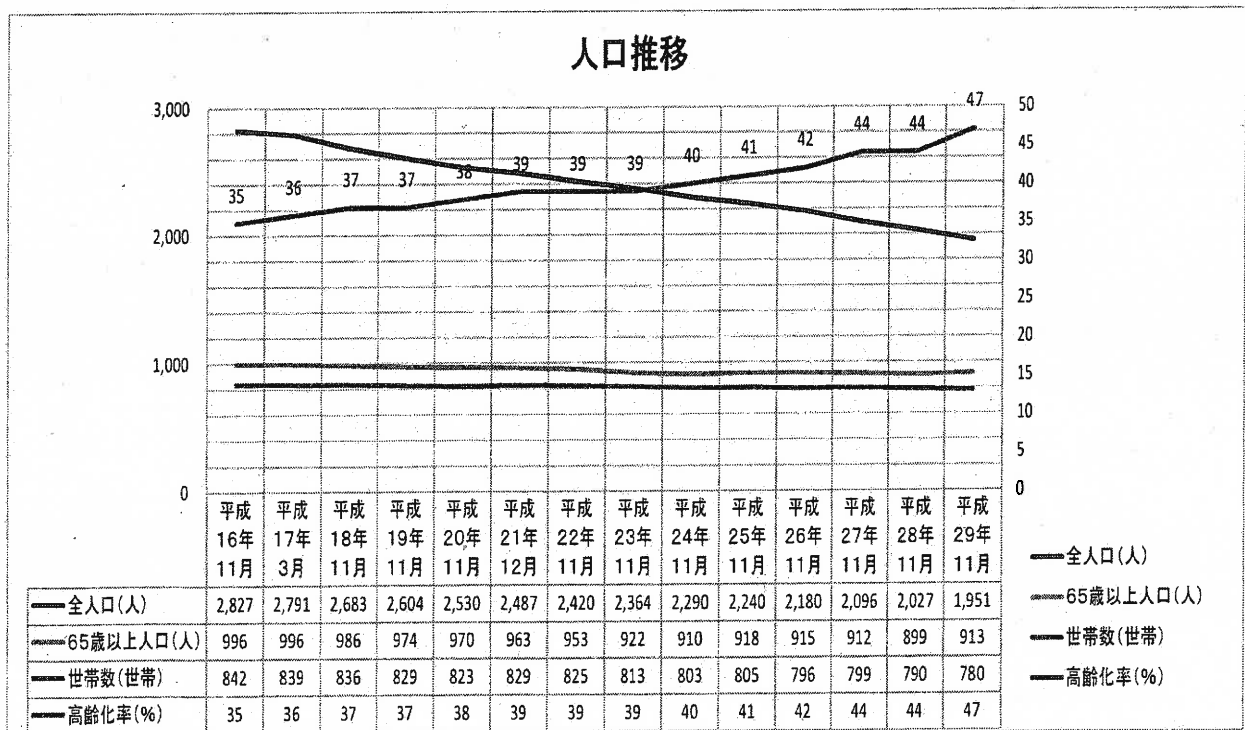
第2章 佐治町の暮らしの現状

1. 地域の現状

(1) 人口と世帯の推移

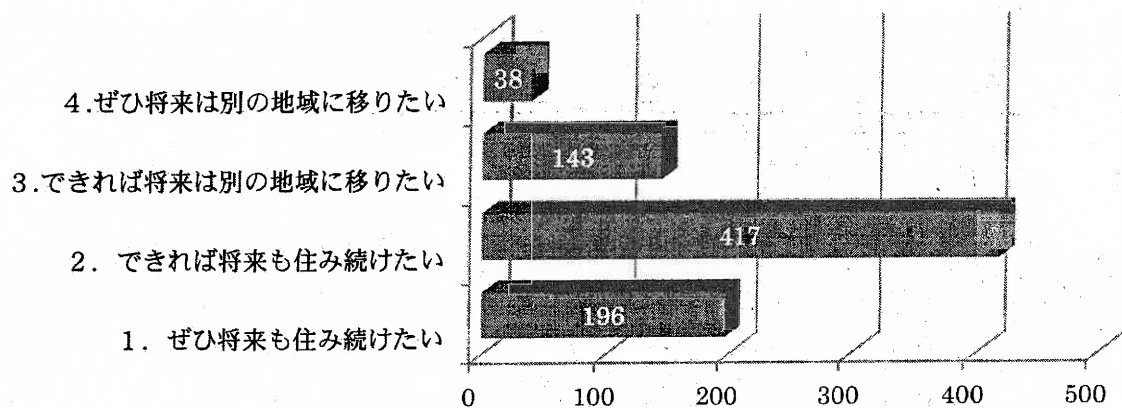
■ 佐治町の人口と世帯の推移

合併以降の人口の推移等				
年月	世帯数(世帯)	全人口(人)	65歳以上人口(人)	高齢化率(%)
平成16年11月	842	2,827	996	35
平成17年 3月	839	2,791	996	36
平成18年11月	836	2,683	986	37
平成19年11月	829	2,604	974	37
平成20年11月	823	2,530	970	38
平成21年12月	829	2,487	963	39
平成22年11月	825	2,420	953	39
平成23年11月	813	2,364	922	39
平成24年11月	803	2,290	910	40
平成25年11月	805	2,240	918	41
平成26年11月	796	2,180	915	42
平成27年11月	799	2,096	912	44
平成28年11月	790	2,027	899	44
平成29年11月	780	1,951	913	47

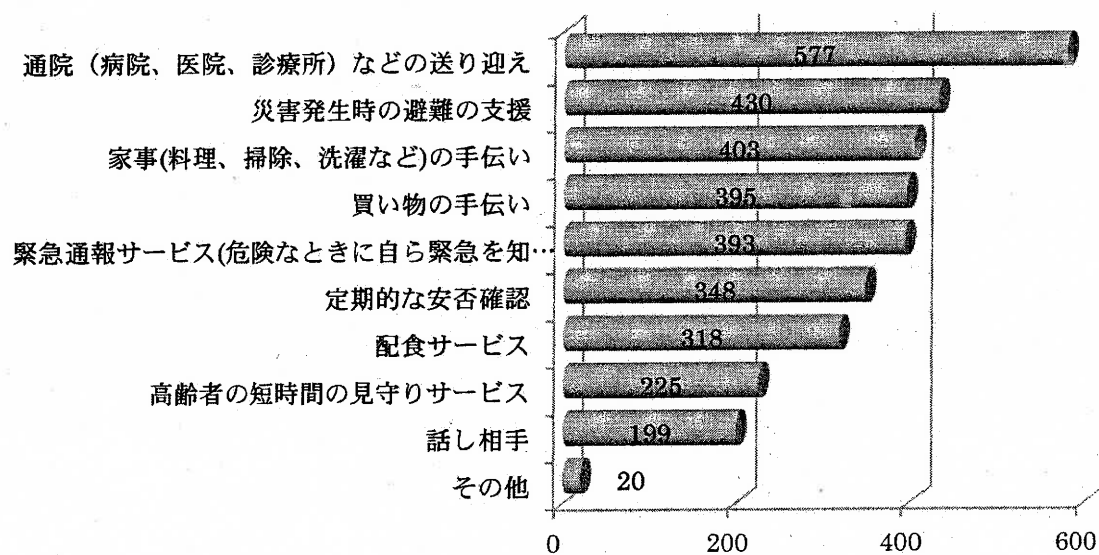


アンケート調査結果より

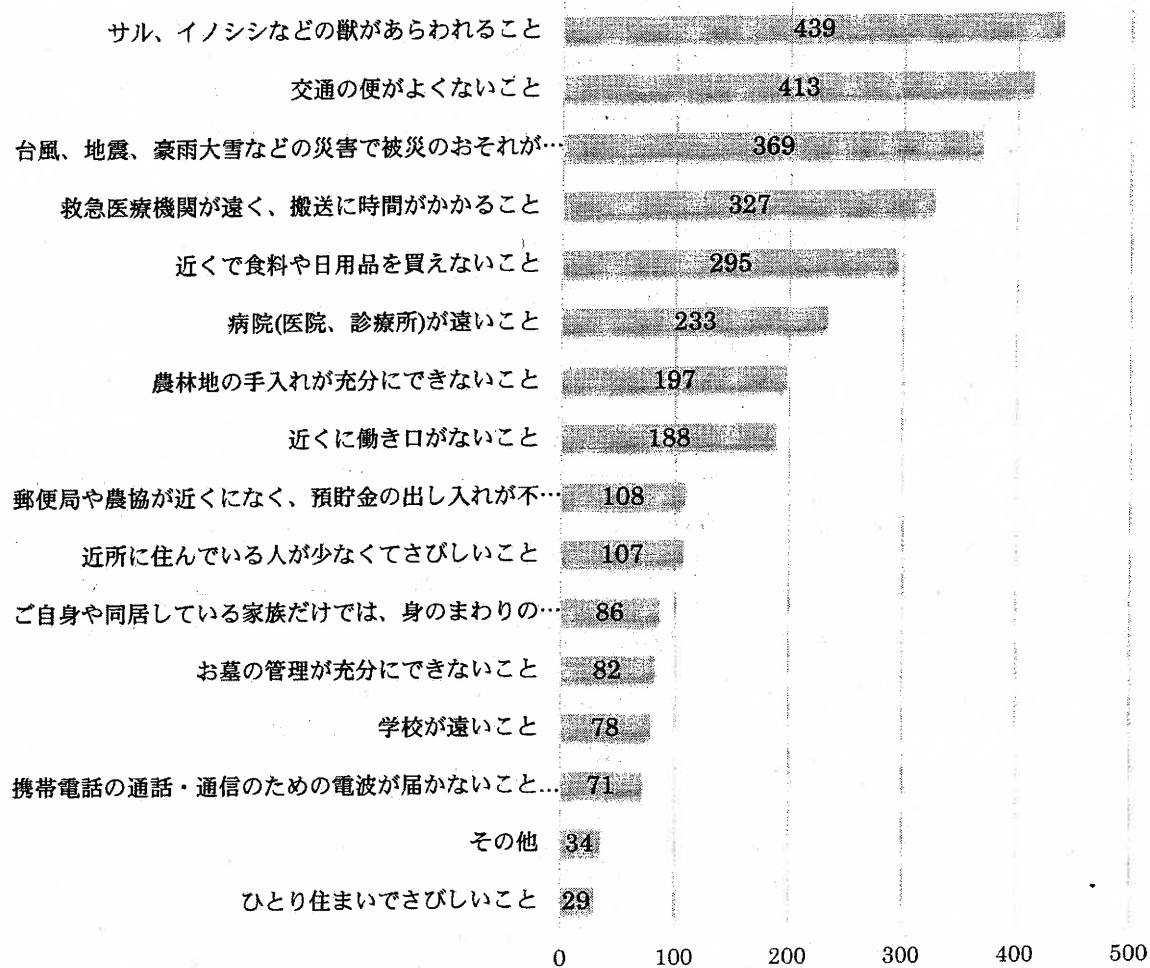
将来も住み続けたいですか



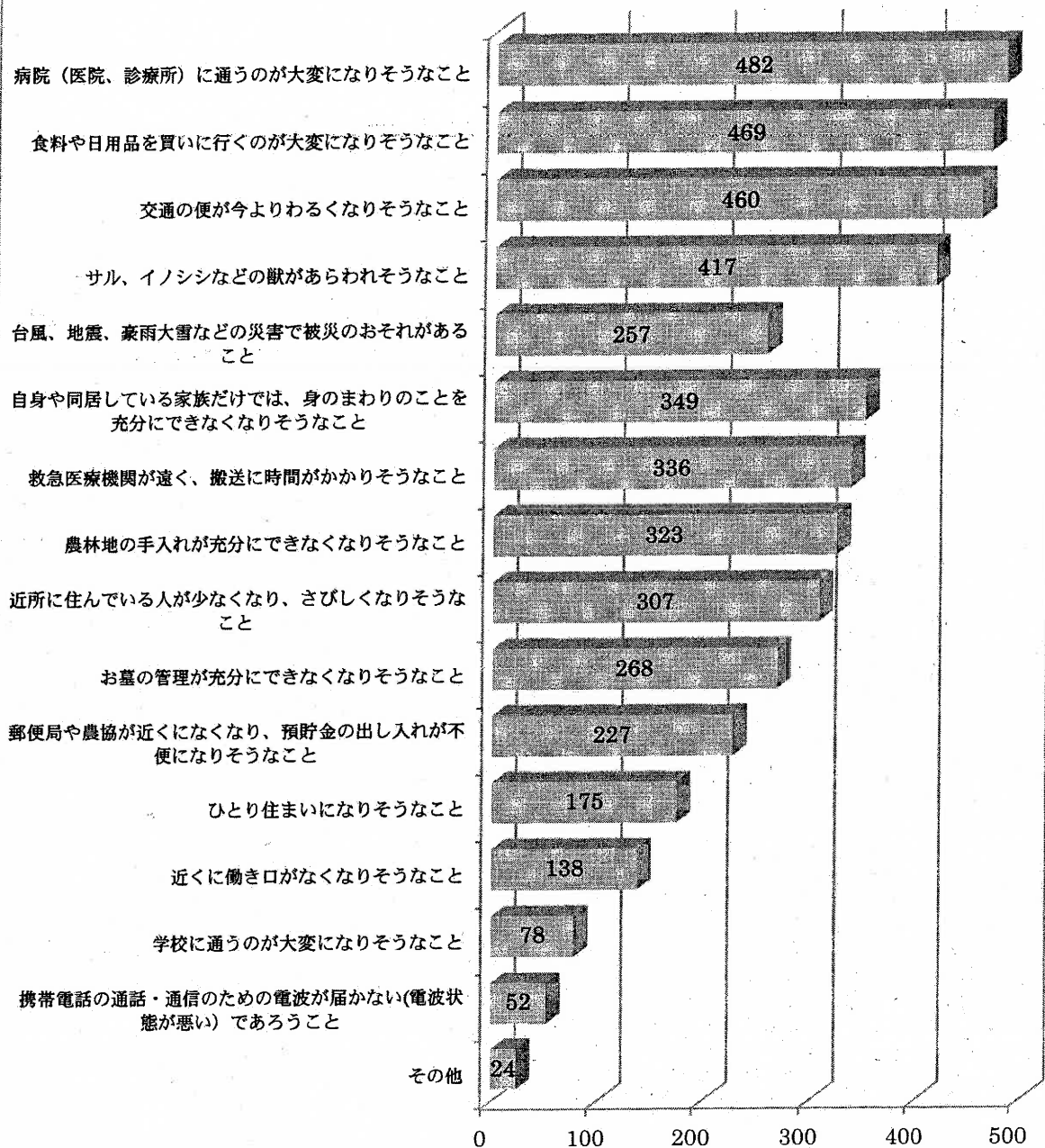
日常生活が不自由になったとき必要なサービスは



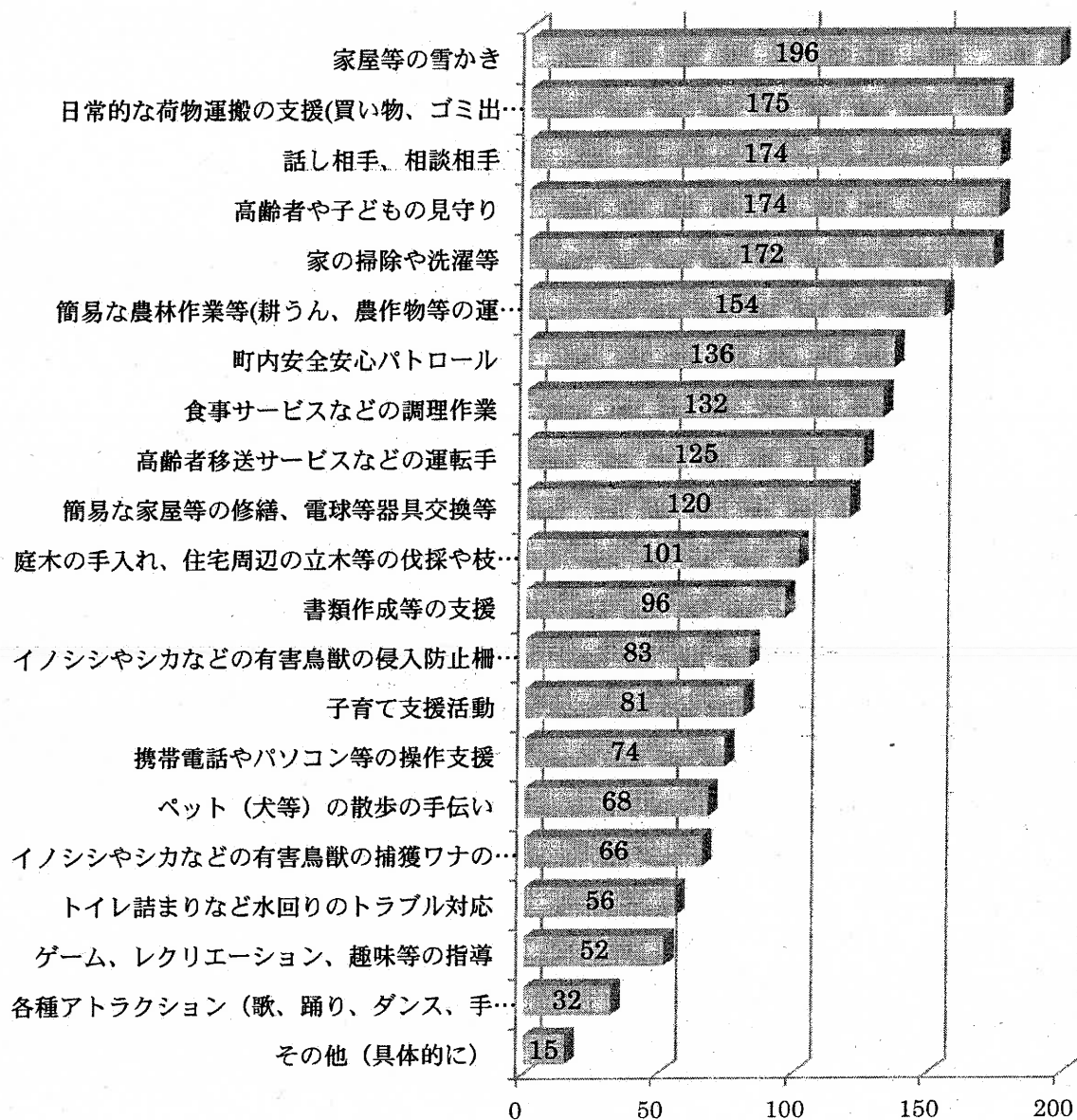
現在生活するうえで困ること、不安なことは



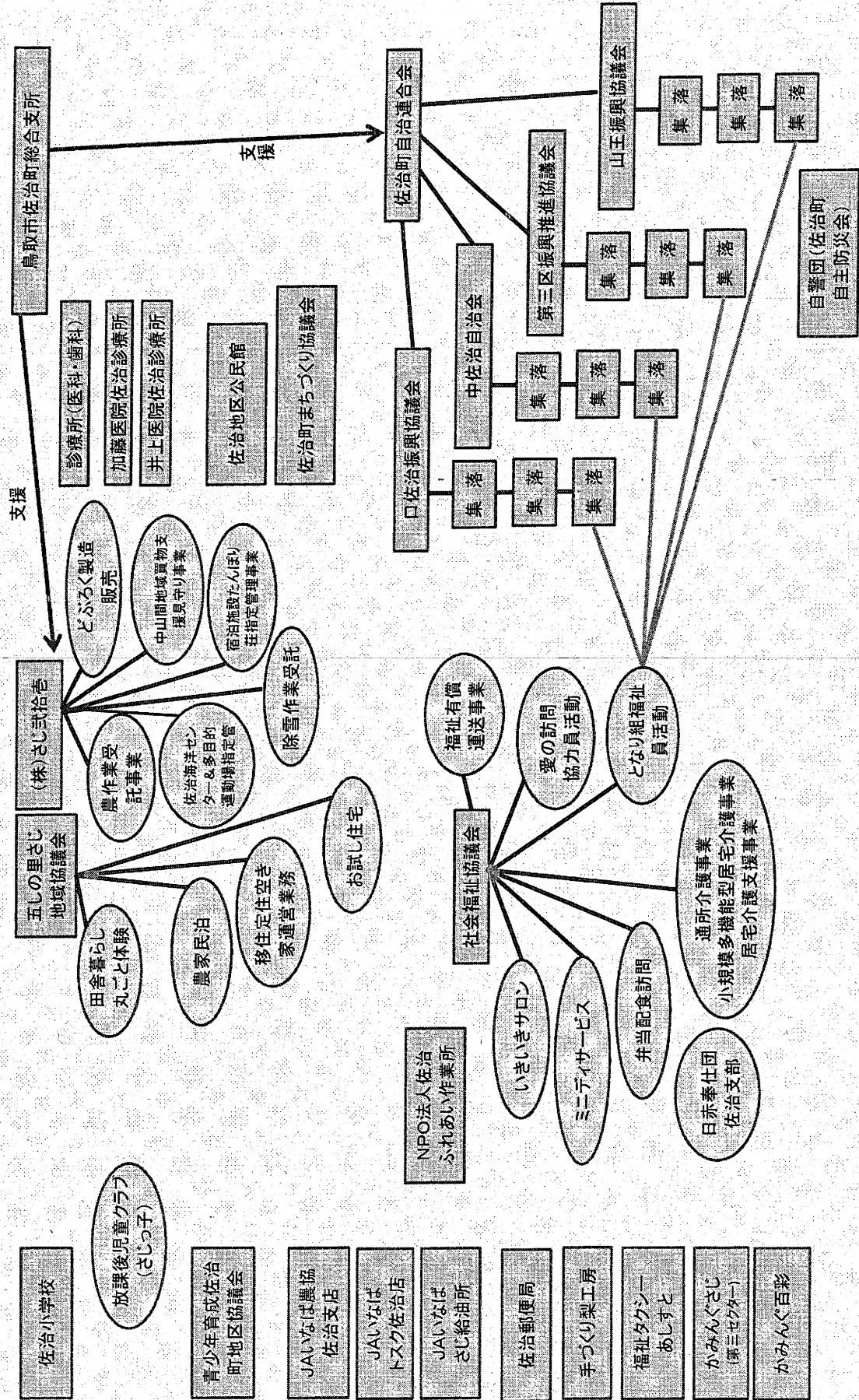
10年後の生活を考えると不安なことは



安心して暮らすために協力して出来そうな活動等は



佐治町のつながり図（現状）



(2) 地域資源の状況

山王地域

人口：150人 世帯数：66世帯
高齢化率59.3%
山王ふれあい会館・佐治川ダム
たんぼり荘・キャンプ場

第三区地域

人口：532人 世帯数：223世帯
高齢化率46.5%
B&G海洋センター・西佐治会館
さじ武拾彦・井上医院佐治診療所
かみんぐさじ・かみんぐ百采
佐治小学校、旧ふたば保育園
小規模多機能型居宅介護施設とちの実

中佐治地域

人口：566人 世帯数：221世帯
高齢化率44.7%
佐治町総合支所・佐治郵便局
佐治町コミュニティセンター
国保佐治診療所（内科・歯科）
佐治町総合福祉センター・JA佐治支店
加藤医院佐治出張所・トスク佐治店・

口佐治地域

人口：729人 世帯数：273世帯
高齢化率41.0%
人権福祉センター・地域活性化センター

ふれあい作業所・古市簡易郵便局
JAガソリンスタンド
佐治保育園・介護施設ゆう
旧佐治中学校

サテライト拠点

サテライト拠点

メイン拠点

サテライト拠点

2. 町民からの声

(1) 佐治町のみらいづくりを考えるシンポジウム、座談会からの意見のまとめ

本計画の策定に当たり、町民の暮らしの課題や地域資源の収集、町民のみなさんのまちづくりへの意見等を取り入れるため、みらいづくりシンポジウムと座談会を開催しました。

① 実施概要

佐治町民から問題点、提案等の意見を積極的に出してもらうため20代、30代～40代、50代～60代、70代以上、女性、団体等の6区分に分けて、小さな拠点事業の概要説明（中山間地域の課題、地域づくりの事例）佐治町の人口減少と高齢化の推移等の説明、アンケート調査結果等の説明、話し合い・意見交換など、これからも佐治に住み続けていくために必要な新たな仕組み等について座談会を実施し、佐治町小さな拠点事業の実施計画策定に役立てました。

② 主な意見

参加者が共感した意見	
空き家	空き家が多いので空き家を有効活用！いなか民宿など
	アパートが欲しい(マンション)
	空き家の活用
	空き家があるのに住めないもったいない
	移住者促進ターンUターン
	空き家対策介護施設として活用
医療	将来の医療機関への不安
	救急時に時間がかかる
	専門医は市内に出ないと...
	何かあれば市内の総合病院が必要となり不便
後継者	若者の旧市内へ流失、佐治に住んでくれない
	仕事場がない
	若者の力が発揮できる仕事
	梨など農業をしたい若者を呼べないか？
	紙漉き職人さんがいない
	子供を1人帰す(各家庭で)
交通	行事実施と交通手段の確保はセット
	交通手段に限られる
	お年寄りのための交通手段考案
	バスなどが通らない地域の交通機関(バス停から自宅までの交通手段)
	冬季の除雪
	雪道の対応
産業	若急便が働く場所(会社)
	子育て世代の働き方の交通手段
	魅力ある職場づくり(所得の確保)
	農地の利用→儲かる方法
	近くに働く場がある事
	地域おこし協力隊募集
	農業法人の検討(梨など)
	産業としての農業ができていない

生活	コンビニがない
	食事ができる店
	買い物のできる店が少ない
	Aコープを残して欲しい
	シェアハウス、老人でも自立できる
	ネットで買い物、タブレット配布
	若い世代が住めるアパートなどが欲しい
	除雪(高齢化)
	資格は持っていても働くところが少ない

福祉	高齢者の集う場所 高齢者世帯の見守り
	介護事業の経営が厳しくなった
	老人ホーム建設
	保育料の免除、減免
	町内に介護施設
	旧中学校施設を要介護施設へ

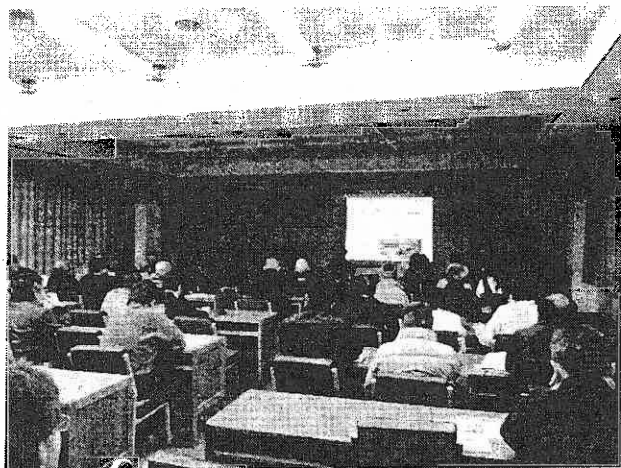
防災	山林が荒れて自然災害が発生しやすい
	地区内防災力低下
	消防団の仕組みづくり再検討
	地滑り、土砂崩落に対応できていない

有害鳥獣	ジビエ料理で活性化
------	-----------

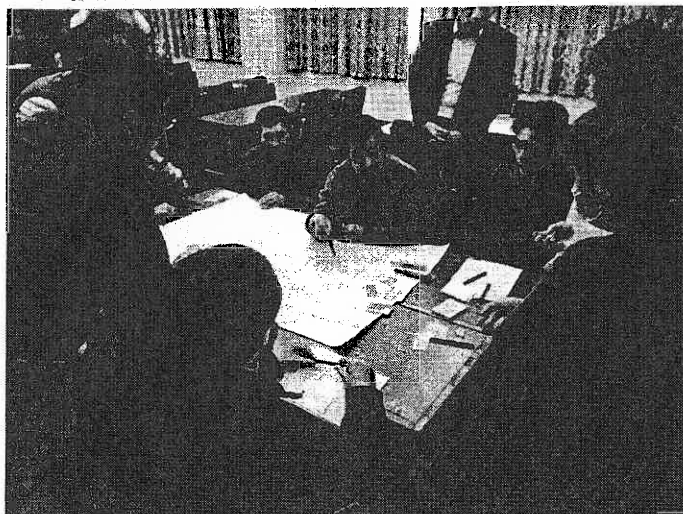
その他	居酒屋(全国チェーン)楽しめるところ
	交流人口を増やして欲しい(民泊とか)
	人口を増やす取り組み
	佐治滞在者に何が不足か問題点を集約する
	民泊してくれた人とのつながりを続けて将来の住民へ
	町全体が潤う楽しくなる“お金がまわる”仕事、仕組み?
	小集落改良事業(環境改善)
	若い人の職場
	県外者、町外者を増やす

シンポジウムの様子





座談会でのワーキングの様子



第3章 佐治町小さな拠点づくりの考え方

将来にわたって 安心して 佐治町で暮らせる仕組みづくり

～それぞれの課題や問題を個々に取り組むのではなく1つの大きな「助け合い」という仕組みを構築して、その中で実施します。～

「一度決めた計画だから そのまま継続」でなく随時、住民の意見等を集め、その時に合った優先度の高い事業に取り組んでいきます。

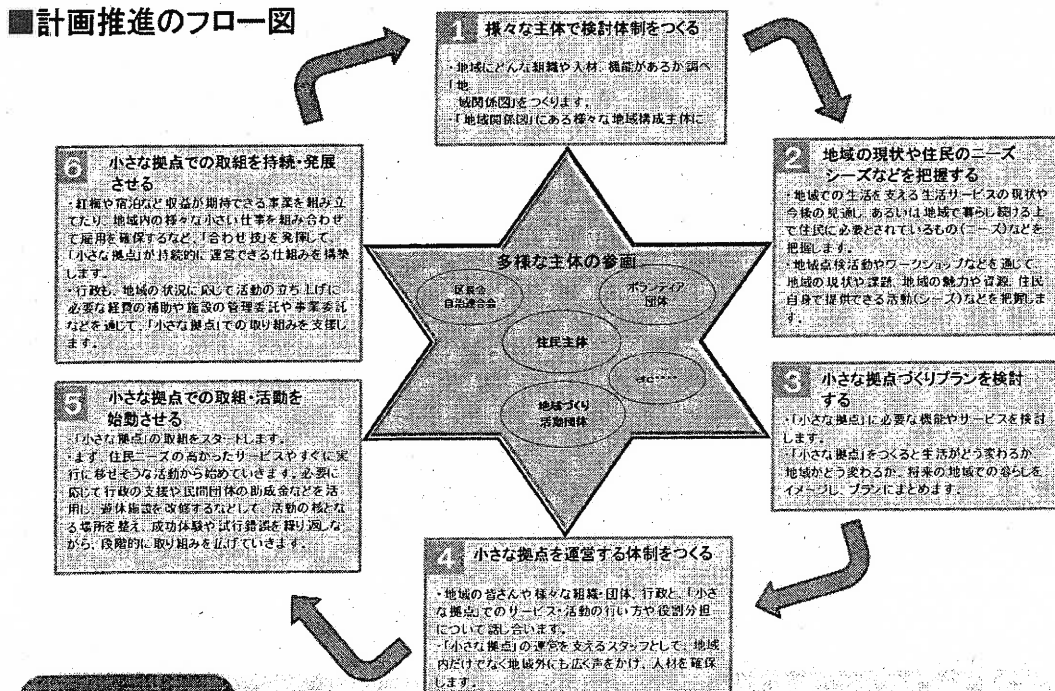
(スクラップ&ビルドの実施)

「小さな拠点」づくりに向けた活動ステップ

本計画では、拠点エリアを設定し、全ての住民の協働により発展、充実に取り組むものです。

大きく、以下の4つのステップで、行政と住民がともにまちづくりに係わり、佐治町全体の地域の暮らしが向上することを目指します。

■計画推進のフロー図



ステップ①
【意識の喚起ー
内発的な計画づくり】

○地域住民による集落生活圏の将来ビジョン(地域デザイン)の策定

・今後の地域の在り方について、地域住民が主体的に参画し、地域の将来ビジョンを盛り込んだ「地域デザイン」(今後もその集落で暮らすために

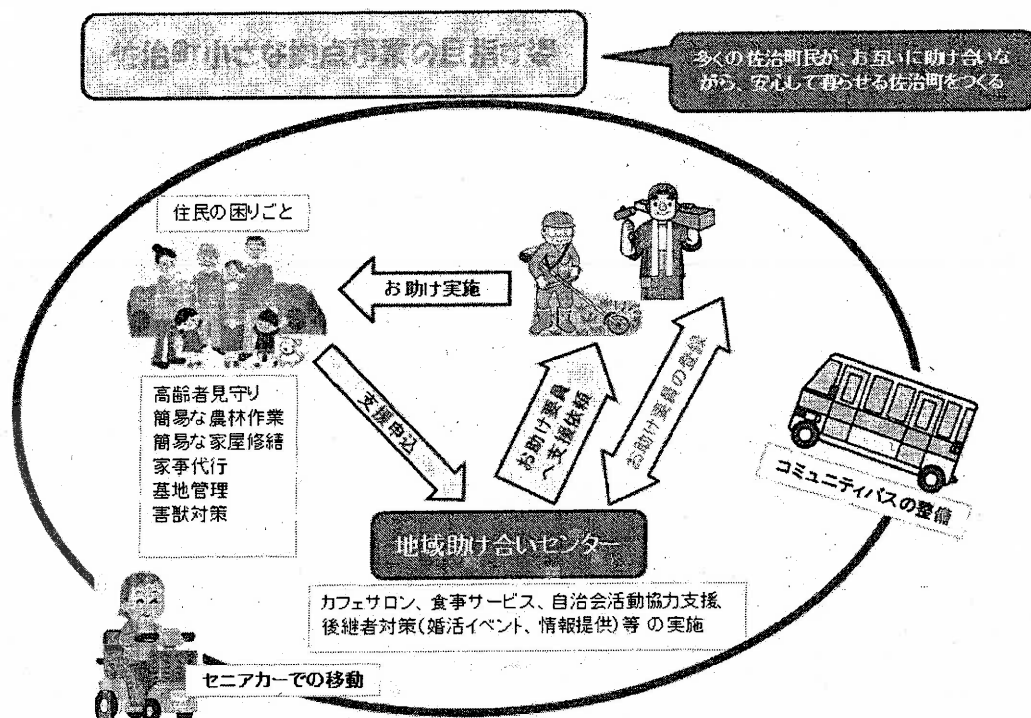
必要不可欠な要素の整理と関係性の構築)

内閣府地方創生推進室「住み慣れた地域で暮らし続けるために」より

第4章 小さな拠点の実現に向けた取組

1. 「ひと」の発掘と「地域助け合いセンター」の設置

佐治町の課題解決に意欲を持ち一緒にこの事業に取り組む人を募集し、佐治町コミュニティセンター内に拠点として「地域助け合いセンター」を設置します。



2. 実施団体の組織化

佐治町の課題解決に取り組もうとする意欲をもった人や、町内自治会、町内各種団体、事業所、行政等が参画し、計画を実施していく団体を法人組織化します。

3. 優先度の設定

実施団体は計画された事業に優先度を設定します。

4. お助け要員の発掘・登録 その他の事業の実施

優先度が高くすぐに実施可能なものから事業を開始します。優先度が高くても時間がかかるものについては、長期的に計画を立て実施に向けて取り組みます。

中心となる事業は「助け合い」の事業です。住民の困りごとに対し、支援をおこなうことのできる人（お助け要員）を登録します。センターには実施団体のスタッフが常駐し、困りごと解決の連絡を受けて、お助け要員を派遣し困りごとを解決します。

◎お助け要員派遣

- ・ 雪かき
- ・ 買い物支援（宅配・移動販売等）
- ・ 簡易な農林作業
- ・ 簡易な家屋修繕等
- ・ 家事支援代行サービス（食事・掃除・洗濯・ゴミだし・灯油の購入運搬等）
- ・ 墓地管理（掃除・花立等）
- ・ 高齢者見守り
- ・ 有害鳥獣駆除支援（電気柵・メッシュ柵の設置等）

町民の困りごととして意見件数や共感の多かった下記の事業については可能な限り早期の実施を目指します。

○地域内コミュニティ交通、レンタルセニアカー

バス停 ～ 自宅付近、通院、買い物、金融機関、サロン等への移動

○後継者・人口減少対策

婚活イベントの実施、情報提供等

○集いの場

カフェサロンの実施（集う・話す・楽しむ）

○食事サービス

○自治会活動協力支援

5. スクラップ & ビルドの実施

町民が望む佐治町の姿に少しでも近づくよう随時意見を集め、スクラップ&ビルドを実施することにより、より良いしくみを作り続けます。

5

佐治町小さな拠点事業計画

平成30年3月

佐治町小さな拠点事業事前検討会

佐治町小さな拠点事業推進委員会

事務局

〒689-1313 鳥取県鳥取市佐治町加瀬木 2519-3

TEL 0858-88-0211

小さな拠点事業の運営組織の設立と自治会（連合会）との連携等（案）

平成 30 年 7 月 佐治町小さな拠点事業推進委員会

- (1) 想定する運営組織
 - ・ 特定非営利活動法人（NPO）
 - ・ 設立目途：平成 31 年 3 月下旬頃
- (2) 基礎的構成員（正会員）
 - ・ 各自治会（集落）
 - ・ 各地区振興協議会
 - ・ 各種団体、個人

※基本的に住民が直接、間接は別として運営に参画可能とするためには、各自治会（集落）が基本構成員となることが必須
- (3) 役員構成等
 - ・ 理事（監事） ⇒ 基本的に自治連合会役員を当てる。
- (4) 加入金及び会費
 - ・ 加入金 ⇒ 無料
 - ・ 会費 ⇒ 1 口 500 円程度／年
 - 例えば、自治会（集落）の場合、 $500 \text{ 円} \times \text{戸数} = \text{会費} / \text{年}$
- (5) 会費の主な用途
 - ・ 法人の基礎的運営費等に充当（職員の人件費など）
- (6) 会費の調達方法等（各自治会）

毎年、佐治町自治連合会から支出している集落活動助成金の中から充当

現在は、均等割 35,000 円／1 集落

戸数割 $700 \text{ 円} / \text{戸} \times \text{戸数}$

これを、均等割 35,000 円／1 集落

戸数割 $200 \text{ 円} / \text{戸} \times \text{戸数}$

NPO 会費 $500 \text{ 円} / \times \text{戸数}$

※各自治会の助成金が減額となることの対応などの検討
- (7) 協議の日程、手順等
 - ・ 平成 30 年 6 月 自治連役員会で協議検討
 - ・ 平成 30 年 7 月 自治連定例会で説明協議
 - ・ 最終的には各自治会（集落）総会で協議決定をお願いする。
- (8) 自治連合会の財源確保対策の一つとして
 - ・ 独自に資源回収事業を実施して財源確保を図る。
 - ・ 歳出事業の見直し等

地域運営組織を法人化するメリット

地域運営組織が地域のニーズに応じて、経済活動等、地域の課題解決に向けた取組を発展させようとするれば、様々な契約関係が発生したり、外部の支援者からの寄附金や行政の補助金を受け入れる機会が増えてきます。法人格がなければ、事業の失敗や事故等について代表者の個人責任が問われる可能性があり、契約の主体となる代表者が大きなリスクを負ってしまいます。

法人格を取得することで、団体名義の契約や登記が行えるようになり、また、社会的信用が高まることにより、委託事業や外部からの寄附を受けられやすくなります。そのため、取組の深化を目指す地域運営組織にとっては、多様な事業展開に対応した「地域運営組織の法人化」が有効です。

1. 事業の幅が広がります

法人化することにより、社会的な信頼性が高まり、行政からの補助金の獲得や委託事業の受託の可能性が拡大し、外部からの寄附も受けやすくなります。

また、不動産や車両などの資産の保有、各種の契約を団体名義でできるようになるため、事業の幅が広がります。

2. 代表個人にかかる責任が軽減されます

法人格のない任意団体として活動をしていく場合、様々な事業に伴う責任は代表者個人が負うことになります。万が一、事業で損害が発生させた場合も、代表者個人の責任となってしまいます。しかし、法人化することにより、責任の所在が法人になることから、代表者個人への負担を軽減することができます。

3. リーダーを確保しやすくなります

代表者個人にかかる責任への不安を解消することで、組織のリーダーとなる人材を確保しやすくなります。

また、リーダーが安心して組織の経営や事業を担うことができるようになるため、活動の継続性が高まり、地域運営組織の発展にも有効です。

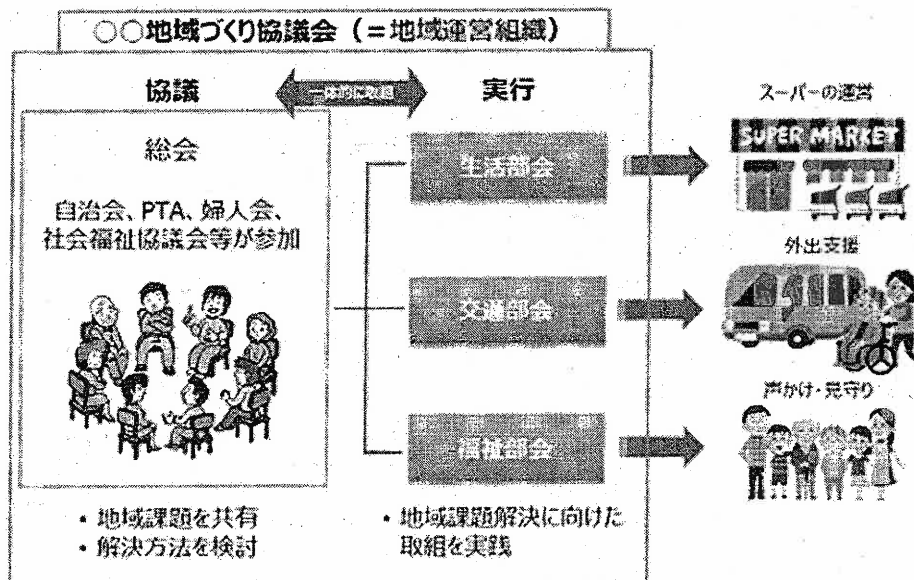
地域運営組織の形態

地域課題を解決するためには、「地域課題を共有して解決方法を検討・決定」するための「協議機能」と、「地域課題解決に向けた取組を実践」するための「実行機能」が必要となります。したがって、地域課題の解決を担う地域運営組織にも両機能が備わっている必要があります。

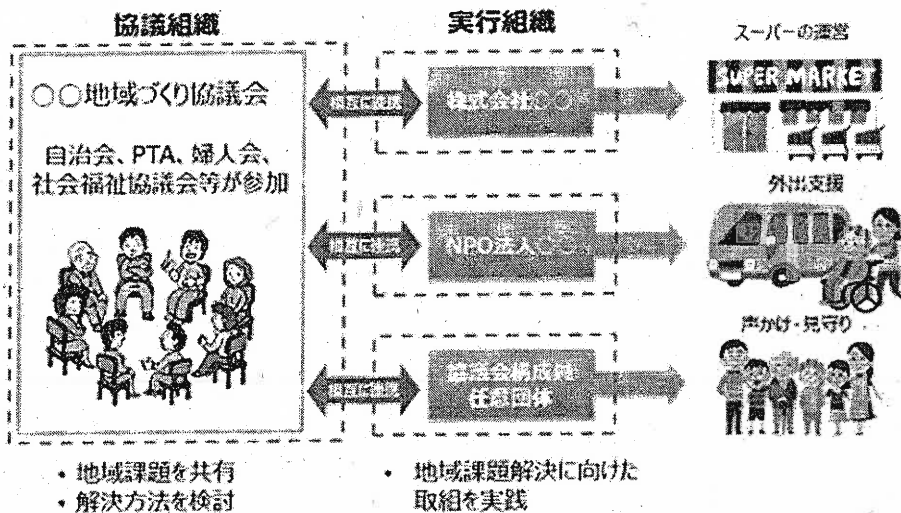
全国の事例から見てみると、協議機能と実行機能の備え方には2種類のかたちがあり、それぞれメリット・デメリットがあります。

1. 一体型: 協議機能と実行機能を同一の組織が併せ持つもの
2. 分離型: 協議機能と実行機能を切り離し、いずれかの機能を有する組織となっているもの

(一体型のイメージ)



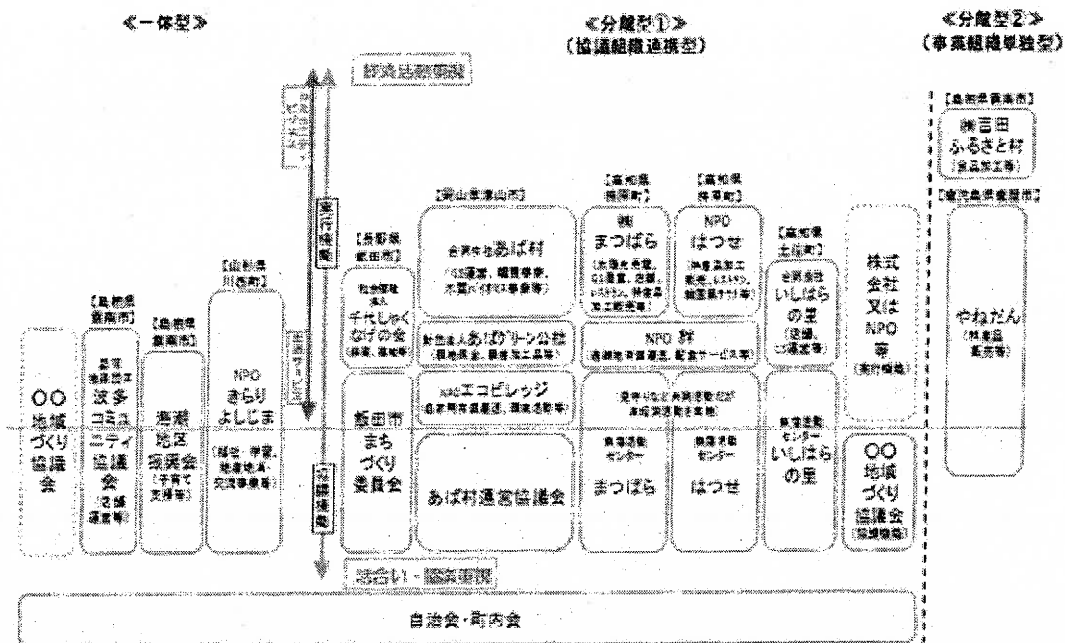
(分離型のイメージ)



一体型の場合には、地域住民の意思を事業に反映しやすい一方で、事業のリスクを地域全体に波及させてしまう恐れがあります。また、分離型の場合には、事業に適した組織形態をとりうる一方、地域全体の最適性より各組織の事業を優先してしまう恐れがあります。

地域運営組織は自治会や町内会を母体とすることが多いことから、設立当初には協議機能を主とした一体型が多いと考えられますが、事業が進展してくると、各事業の展開方法などを機動的に意思決定したり、事業リスクを切り離したりする等の観点から分離型が選ばれる傾向があるようです。

地域運営組織の法人化にあたり、一体型として協議機能と実行機能の両方を備えた組織にする場合には、NPO 法人(認定含む)や一般社団法人を選び、また、分離型として個々の連携する主体が事業を展開する場合には、法人格のない任意団体が協議機能を担い、実行機能を担う団体は株式会社や NPO 法人を選ぶことが多いようです。



地域運営組織の組織形態の分類（「地域の課題解決を目指す地域運営組織—その量的拡大と質的向上に向けて—最終報告」より）

法人格の選び方

地域運営組織が展開する活動は多種多様であり NPO 法人をはじめ、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社など多様な法人制度が活用されています。「組織の性格」や「取り組みたい事業」を中心に、どのような法人格を選択するか検討してみてもいいでしょうか。

地域運営組織として活用されている主な法人格の比較(平成 29 年 12 月時点)

	認可地縁団体 (非営利団体)	一般社 団法人 (非営利 団体)	NPO 法人 (非営利団 体)	認定 NPO 法人 (非営利団体)	株式会社 (営利団 体)	合同会社 (営利団 体)
目的 事業	地域的な共同 活動を行うこと	目的や 事業に 制約は ない(公 益・共 益・収益 事業も 可)	特定非営利 活動(20 分 野)	特定非営利活 動(20 分野)	定款に掲 げる事業 による営利 の追求	定款に掲 げる事業 による営 利の追求
法人 等の 登記	不要(市町村 長の告示が法 人登記の対抗 要件となる)	必要(登 記して設 立)	必要(登記し て設立)	必要(登記して 設立)	必要(登記 して設立)	必要(登 記して設 立)
議決 権	1 人 1 票	原則、1 社員 1 票 ※1	原則、1 社員 1 票 ※1	1 社員 1 票 ※1	出資比率 による	1 人 1 票

	認可地縁団体 (非営利団体)	一般社 団法人 (非営利 団体)	NPO 法人 (非営利団 体)	認定 NPO 法人 (非営利団体)	株式会社 (営利団 体)	合同会社 (営利団 体)
主な 設立 要件	・不動産等を保有していること(予定含む) ・地域的な共同活動を目的とし、実施していること ・区域が客観的に定められていること ・区域の住民が構成員となれ、その相当数の者が現に構成員であること	社員 2 人以上	・特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること ・営利を目的としないものであること ・社員の資格の得喪に不当な条件を付けないこと ・社員 10 人以上(常時)であること	・特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること ・営利を目的としないものであること ・社員の資格の得喪に不当な条件を付けないこと ・社員 10 人以上(常時)であること	資本の提供	資本の提供
設立 方法	市町村長が認可	公証人役場での定款認証後に登記して設立(準則主義)	所轄庁の認証後に登記して設立	NPO 法人を所轄庁が認定	公証人役場での定款認証後に登記して設立(準則主義)	定款作成後、登記して設立(準則主義)

	認可地縁団体 (非営利団体)	一般社 団法人 (非営利 団体)	NPO 法人 (非営利団 体)	認定 NPO 法人 (非営利団体)	株式会社 (営利団 体)	合同会社 (営利団 体)
設立 に要 する 費用 (主 なもの)	不要(団体証 明書等の発行 手数料は除く)	・定款認 証の手 数料 5 万円(電 子認証 の場合) ※2・登 録免許 税 6 万 円	不要	不要	・定款認証 の手数料 5 万円(電 子認証の 場合) ※2・登録 免許税(資 本金額の 0.7%)※3	登録免許 税(資本 金額の 0.7%) ※3(定款 作成は必 要、認証 は不要)
剰余 金の 分配	できない	できない	できない	できない	できる	できる
課税 ※4	収益事業にか かる所得のみ	全所得 ※5	収益事業にか かる所得のみ	収益事業にか かる所得のみ	全所得	全所得
みな し寄 附	なし	なし	なし	あり ※6	なし	なし
寄附 金控 除	なし	なし	なし	あり ※7	なし	なし

	認可地縁団体 (非営利団体)	一般社 団法人 (非営利 団体)	NPO 法人 (非営利団 体)	認定 NPO 法人 (非営利団体)	株式会社 (営利団 体)	合同会社 (営利団 体)
作成 義務 のあ る主 な書 類	・財産目録(備 置き)	・定款・ 事業報 告書・ 損益計 算書・ 貸借対 照表・ 付属明 細書	・事業報告 書・活動計 算書・貸借 対照表・財 産目録・年間 役員名簿・ 前事業年度 の末日におけ る社員のうち 10 人以上の 者の氏名等を 記載した書 面・最新の 役員名簿(備 置き)・定款 等(備置き)	左欄に加え、 ・前事業年度の 役員報酬又は 職員給与の支 給に関する規 程・前事業年 度の収益の明 細など・助成 金の支給の実 績を記載した書 類・その他法 令に規定されて いる書類の提 出や備置きが 義務付けられて いる ※8	・定款・事 業報告 書・損益 計算書・ 貸借対照 表・株主 資本等変 動計算 書・個別 注記表・ 付属明細 書	・定款・ 損益計算 書・貸借 対照表・ 社員等変 動計算 書・個別 注記表

出典:「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議(第3回)」(平成28年4月:内閣官房)資料、「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業 報告書」(平成28年3月:総務省)、国税庁ホームページ、法務局ホームページを基に、内閣府地方創生推進事務局作成

※1 一般社団法人及び NPO 法人については、極端に不平等な場合を除き、定款で社員の議決権について別段の定め(例えば、ある種の社員については議決権を2票とする、など)を置くことは許容されている。但し、認定 NPO 法人については、認定基準として1社員1票であることが定められている。

※2 紙による認証の場合は、印紙代として別途 4 万円が必要。

※3 合同会社の場合、資本金額の 0.7%が 6 万円に満たないときは、申請件数 1 件につき 6 万円。株式会社の場合、資本金額の 0.7%が 15 万円に満たないときは、申請件数 1 件につき 15 万円。

※4 平成 29 年度の法人税率はいずれも 23.4%。但し、所得金額が年 800 万円以下の場合は 19%(株式会社及び合同会社は、資本金が 1 億円以下かつ所得金額が年 800 万円以下の場合は 19%)。

※5 非営利型法人に該当する場合は、収益事業にかかる所得が課税対象。

※6 認定 NPO 法人について、収益事業に属する資産を特定非営利活動事業に支出した場合、収益事業から得た所得金額の 50%又は年 200 万円を限度に損金算入可能。

※7 個人が認定 NPO 法人に寄附をすると、所得税の計算において、所得控除又は税額控除のいずれかを選択して確定申告を行うことにより、所得税の控除を受けることが可能。

※8 詳細については、内閣府 NPO ホームページをご覧くださいほか、所轄庁へ問い合わせください。

これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会（概要）

目的

都市部に住む人々も、生まれ育った地域、両親の出身地や働いたことのある地域など生涯を通じて様々な形で関わりを持つ地域（以下「ふるさと」という。）があり、「ふるさと」を大切に想い、応援、貢献したい気持ちを持っている。一部の地方公共団体においては、このような気持ちを様々な形で地域づくりに生かす取組が生まれ始めている状況である。これらを踏まえ、これまでの移住・交流の取組成果と課題を検証し、「ふるさと」への想いを地域づくりに生かす仕組みを含め、今後の移住・交流施策のあり方を検討することを目的に検討会を開催する。

構成員

秋田 典子（千葉大学大学院園芸学研究科准教授）

小田切 徳美（明治大学農学部食料環境政策学科教授）※座長

景山 享弘（鳥取県日野町長）

作野 広和（島根大学教育学部共生社会教育講座教授）

勢一 智子（西南学院大学法学部教授）

田口 太郎（徳島大学総合科学部准教授）

丹羽 克寿（長野県企画振興部地域振興課楽園信州・移住推進室長）

宮城 治男（NPO法人ETIC. 代表理事）

山下 祐介（首都大学東京都市教養学部准教授）

（敬称略、50音順）

スケジュール

- 第1回（平成28年11月18日）これまでの総務省の取組説明、事例発表（鳥取県日野町、長野県、NPO法人ETIC.）、フリーディスカッション
- 第2回（平成28年12月16日）事例発表（北海道東川町）、今後の施策のあり方について議論
- 第3回（平成29年 2月14日）今後の施策のあり方について議論
- 第4回（平成29年 3月 7日）とりまとめ骨子（案）について議論
- 第5回（平成29年 3月30日）中間とりまとめ（案）について議論 ⇒（平成29年 4月25日）中間とりまとめ 公表
- 第6回（平成29年 6月 2日）有識者等からのヒアリング（ソトコト指出氏、徳島県佐那河内村）
- 第7回（平成29年 6月16日）有識者等からのヒアリング（ローカルジャーナリスト 田中氏）、最終とりまとめに向けた論点整理（案）について議論
- 第8回（平成29年 7月21日）最終とりまとめに向けた考え方について議論
- 第9回（平成29年12月12日）最終とりまとめ（案）について議論 ⇒（平成30年 1月26日）報告書 公表

これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会報告書（概要）

【今後の方向性 ①】 段階的な移住・交流を支援する

- 都市住民の将来の地方への移住願望を実現する観点から、中長期的な視点で、段階的な移住・定住を希望する者の想いを受け止め、段階的なニーズに対応した地域との多様な交流の機会を創出することが有効（図 1）。
- 移住希望者が移住に向けた階段を一步一步登ることができるよう、ライフステージに応じた多様な交流の入り口を用意し、階段の一段一段を低く感じることができるような施策を充実させるべき。

【今後の方向性 ②】 「ふるさと」への想いを受け止める

- 地域や地域住民との多様な関わりを持つ者である「関係人口」（図 2）を地域づくりに貢献する存在として認識し、必ずしも「移住」という形でなくとも、国民の一人一人が積極的に関心を持ち、想いを寄せる地域である「ふるさと」に対する想い、貢献しようとする人々の動きを積極的に受け止め、人々と「ふるさと」とより深い関わりを継続的に築く新たな仕組みを具体的に検討することが必要。



- 「関係人口」が持つ、「ふるさと」の地域づくりに対して貢献したいという想いを受け止めるため、地方公共団体は、自らの団体の「関係人口」を認識し、それらの者に対して、地域と継続的なつながりを持つ機会を提供していくことが重要。
- その手法の一つとして、市町村が「関係人口」を募り、その取組に賛同する者との関わりを継続する仕組み（図 3）を設けることを提言。

【今後の方向性 ③】 地域における環境を整える

- これからの移住・交流、「ふるさと」との関わりを深める取組を展開していくためには、「関係人口」と地域をつなぐ仕組みを整えるため、地域の中においてコーディネート機能・プロデュース機能を発揮できる自立した中間支援機能（図 4）が不可欠であり、その中心的な役割を担う人材の育成に対する支援についても併せて検討する必要。

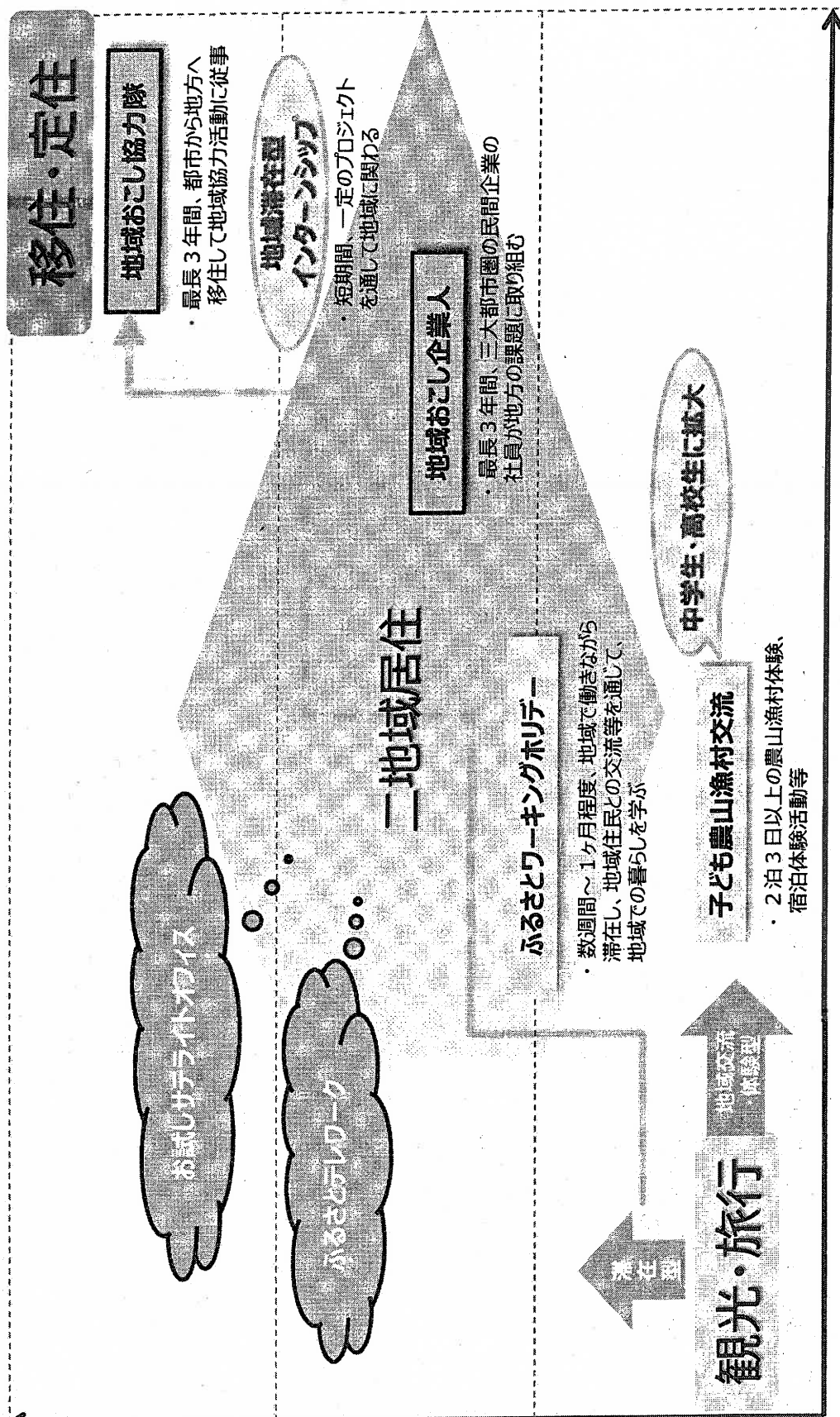


- コーディネート機能・プロデュース機能を担う人材の育成プログラムの開発や研修の実施を提言。

段階的な移住・交流の支援

図 1

定着性



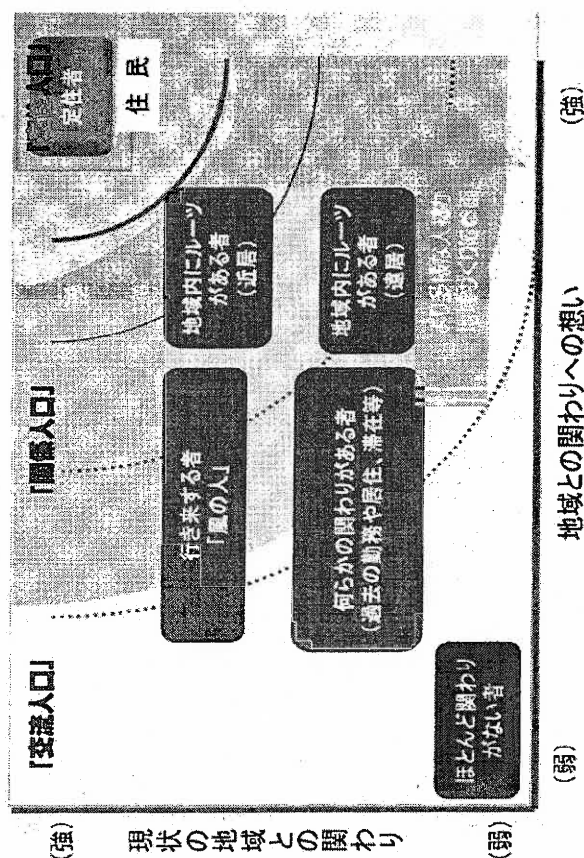
地域とのつながり・関わり

「関係人口」とは

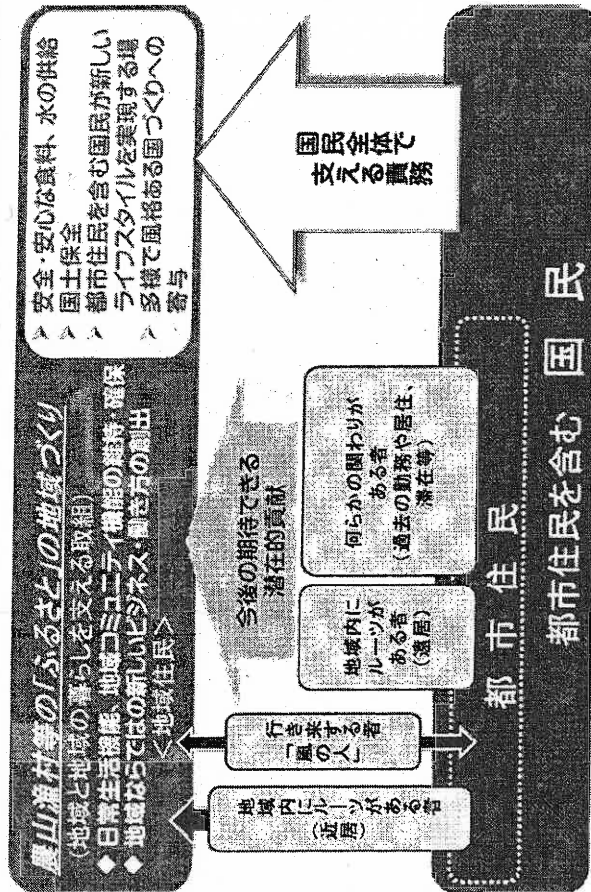
図2

- 「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもなく、地域や地域の人々と多様に関わる者。
- 地方圏は、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待できる。

「関係人口」のイメージ



「関係人口」に期待される役割

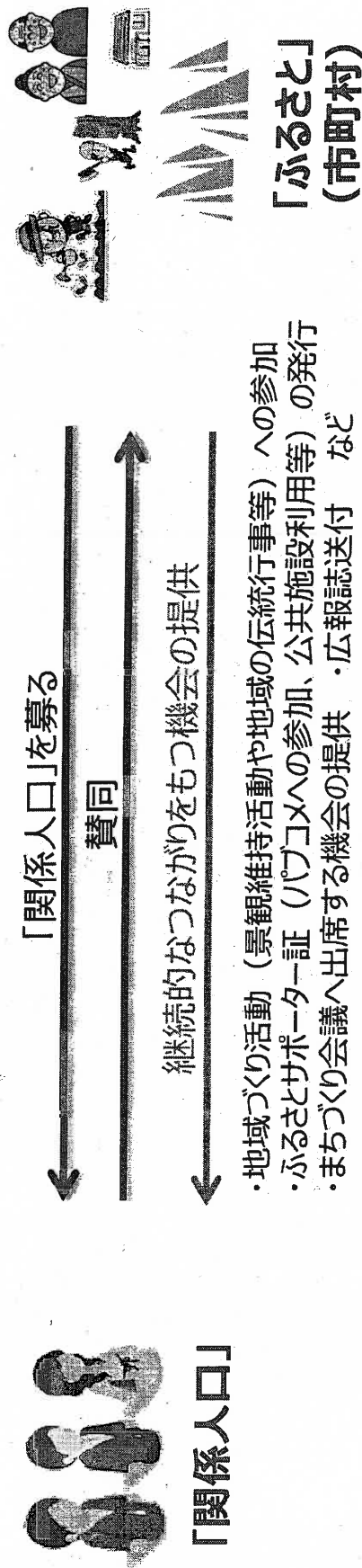


「ふるさと」への想いを受け止める新たな仕組み

図3

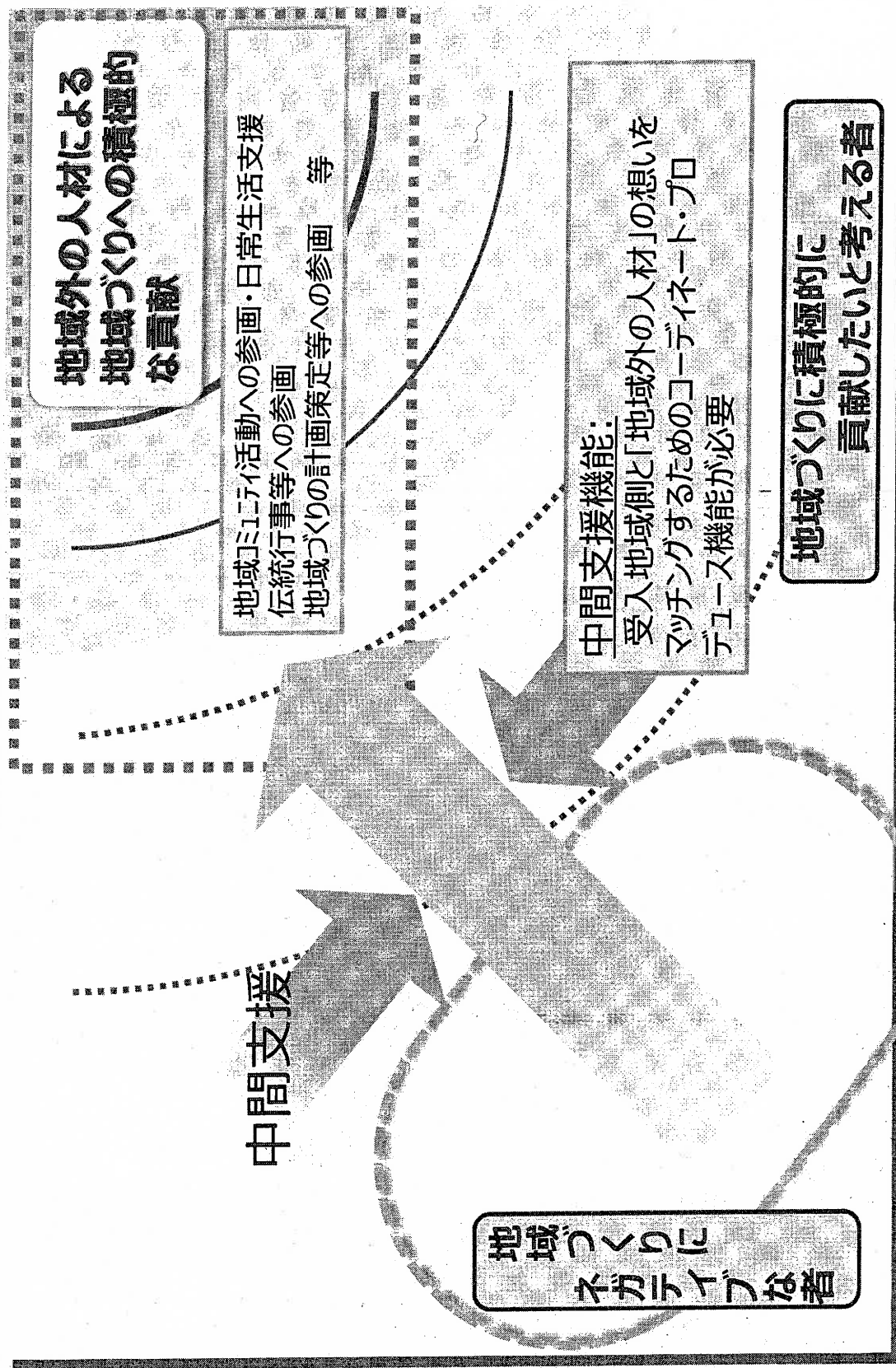
- 「関係人口」が持つ、「ふるさと」の地域づくりに対して貢献したいという想いを受け止めるため、地方公共団体は、自らの団体の「関係人口」を認識し、それらの者に対して、地域と継続的なつながりを持つ機会を提供していくことが重要。
- その手法の一つとして、市町村が「関係人口」を募り、その取組に賛同する者との関わりを継続する仕組みを設けることを提言。
- この際、「関係人口」の人数ばかりに着目し、増やそうとするのではなく、地域の実情に合った仕組みづくりを行っていくことが求められる。

新たな仕組みのイメージ



「関係人口」と地域をつなぐ中間支援機能

図4



(強)

受入地域側の期待感

(弱)

(弱)

「地域外の人材」の「地域づくり」への想い

(強)

国土交通省提言 都市農村共生の担い手 関係人口を政策支援

国土交通省の「住み続けられる国土専門委員会」は27日、都市農村交流の担い手として関係人口の増加を明確に位置付ける初の政策提言をまとめた。都市から地方への人の流れを促進するため、移住、定住だけでなく関係人口を育む必要性を指摘。関係人口を増やすために、2地域居住や就労、地域と関わりを持つことを支える「つながりサポート機能」を強化することを提起した。

▼2面に関連記事

関係人口 その地域に住んでいなくても、多様な形でその地域と関係を持つ人々の総称。ふるさと納税、特産品購入から作業ボランティア、頻繁な訪問など、地域を応援する活動に取り組む。過疎地域の活性化に重要視されている。

人口と長期的に関わる重

要性も強調した。

地方への関心を「一層高

めていく他、関係人口を

支える交通サービスや地

域の拠点に対する支援な

ど、地域と関わりを持ち

たいと考える人を下支え

するよう多様な施策を

今後の課題とした。取り

まどめは国土政策に反映

し、省庁横断で関係人口

対策に乗り出す方針だ。

関係人口を増やすに

は、「住みたい」「関わ

りたい」と思える地域づ

くりが前提となる。増や

す数に注力するだけでなく

、住民と共に地域と関

わる「1人」を大切にす

る視点が重要だ。

関係人口の主役は主に

若者たちだ。実際に住ん

でいなくても、若者が都

会での販促促進や、地域での祭り、消防団などの貴重な担い手となっている現場がたくさんある。

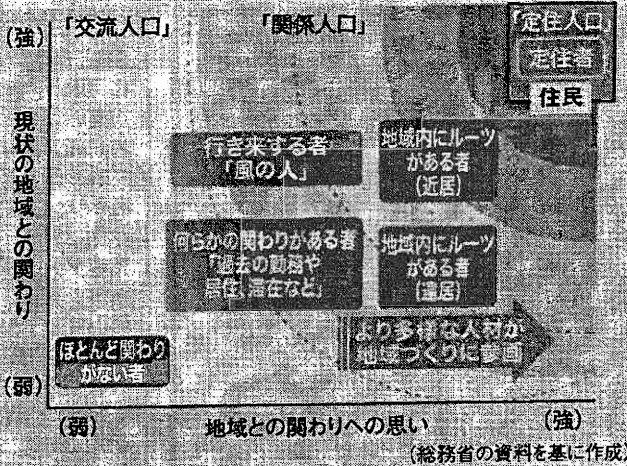
若者の力を地域の力とするため、今足りない支援など、現場から声を上げ、具体的施策につなげる必要がある。

関係人口の拡大は農業やJAの活性化に向けた考え方に通じる。専業農家を目指す新規就農者だけでなく、農業に関心がある多様な若者も含め、受け入れていく必要がある。

JAや産地が関係人口を育むことが結果的に、新規就農者を増やすことにもなるはずだ。

(尾原浩子)

関係人口のイメージ



現場から声上げ施策に

解説 提言では、関係人口を政策支援する必要性を明確に位置付けた。そして、多様な世代や人々がつながっていき新たな時代像を示す必要を明確に位置付けた。そして、多様な世代や人々がつながっていき新たな時代像を示す必要を明確に位置付けた。そして、多様な世代や人々がつながっていき新たな時代像を示す必要を明確に位置付けた。

「関係人口」創出事業 モデル事業 採択団体 (一覧)

< パターン (1) >

(※下線は複数団体の連携)

< ★パターン (1) ① 16 団体 (うち①②重複 3 団体) >

北海道 (苫小牧市・長沼町・安平町・奥尻町・占冠村・美幌町)、
北海道夕張市、岩手県住田町、秋田県鹿角市、新潟県柏崎市、
長野県秦草村、岐阜県郡上市、
三重県 (伊勢市・尾鷲市・鳥羽市・熊野市・志摩市・大台町・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町・紀北町・御浜町・紀宝町)、
鳥取県日野町、香川県三木町、愛媛県西条市、福岡県うきは市、
鹿児島県肝付町

< ◆パターン (1) ② 8 団体 (うち①②重複 3 団体) >

北海道 上士幌町、北海道標茶町、岩手県花巻市、山形県最上町、
新潟県 (新発田市・魚沼市)

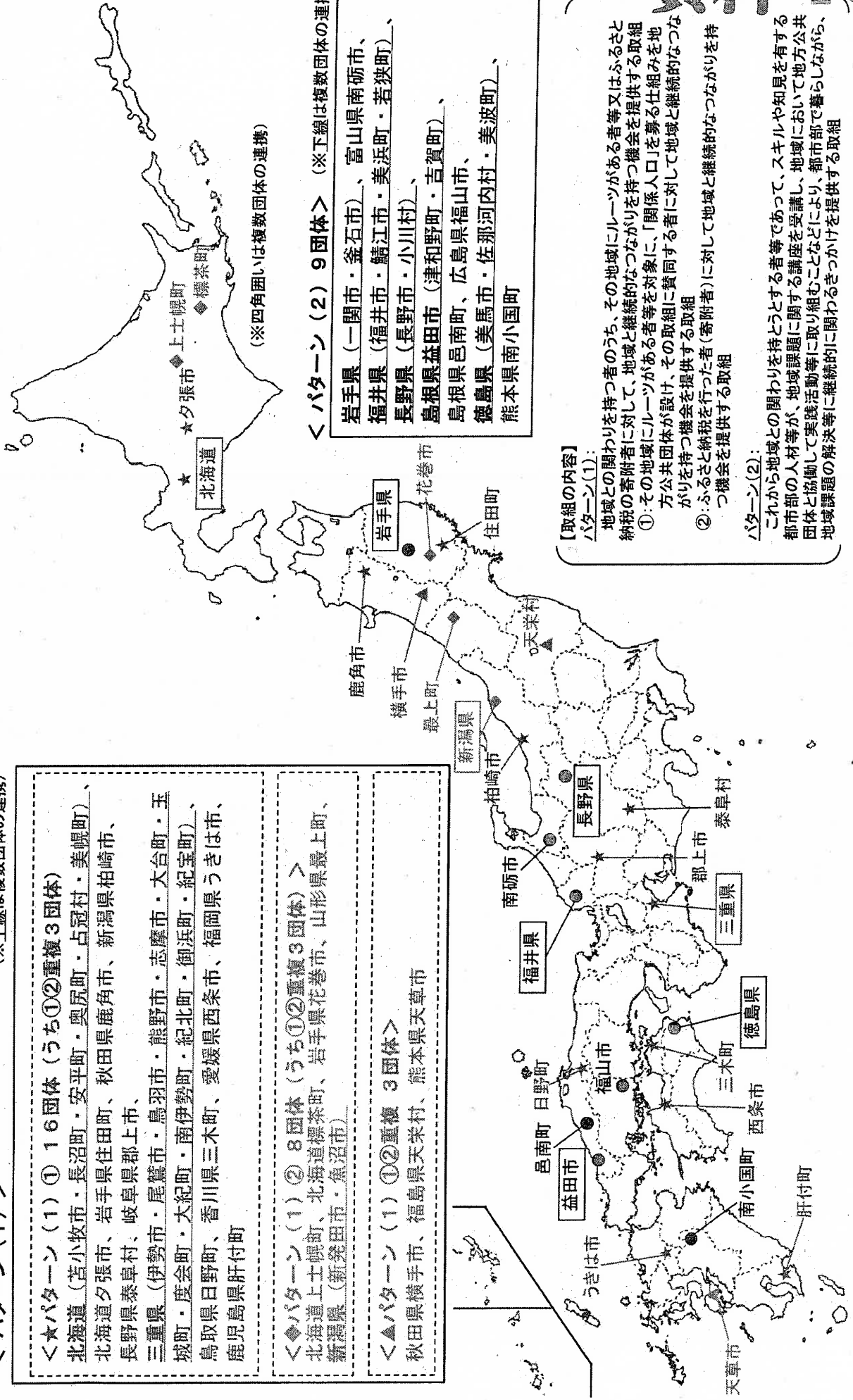
< ▲パターン (1) ①②重複 3 団体 >

秋田県横手市、福島県天栄村、熊本県天草市

< パターン (2) 9 団体 > (※下線は複数団体の連携)

岩手県 (一関市・釜石市)、富山県南砺市、
福井県 (福井市・鯖江市・美浜町・若狭町)、
長野県 (長野市・小川村)、
島根県益田市 (津和野町・吉賀町)、
島根県邑南町、広島県福山市、
徳島県 (美馬市・佐那河内村・美波町)、
熊本県南小国町

(※四角囲いは複数団体の連携)



【取組の内容】

パターン(1):

地域との関わりを持つ者のうち、その地域にルーツがある者等又はふるさと納税の寄附者に対して、地域と継続的なつながりを持つ機会を提供する取組
①: その地域にルーツがある者等を対象に、「関係人口」を募る仕組みを地方公共団体が設け、その取組に賛同する者に対して地域と継続的なつながりを持つ機会を提供する取組
②: ふるさと納税を行った者(寄附者)に対して地域と継続的なつながりを持つ機会を提供する取組

パターン(2):

これから地域との関わりを持つようとする者等であって、スキルや知見を有する都市部の人材等が、地域課題に関する講座を受講し、地域において地方公共団体と協働して実践活動等に取り組むことにより、都市部で暮しながら、地域課題の解決等に継続的に関わるきっかけを提供する取組

「関係人口」創出事業」モデル事業 採択団体

パターン（１）①（その地域にルーツがある者等に対して）

提案団体	事業のポイント、独自性
北海道 【苫小牧市 ほか5町村】	- 北海道につながるのある、首都圏や札幌圏等の都市住民を対象に、地域イベントや地域づくり活動への参加・参画の機会を提供し、地域へのつながりを深める。 6市町村において、「ふるさとサポーター倶楽部（仮称）」を創設。 - 道が「関係人口案内サイト」を構築するほか、首都圏で「交流カフェ（仮称）」を定期的に開催し、関係人口と地域との関係を継続させる。
ゆうばりし 夕張市 (北海道)	- 市の再生を願う元市民等を対象に、市内で活動する地域人材である「活動人口」との人的ネットワークを構築。 - 廃校を活用し、集落の課題解決を図るプラットフォームを構築。 - 古き良き夕張の写真を投稿してもらう「バーチャル博物館（仮称）」を構築し、写真を通じてつながりを持った者に対して、SNS等で夕張の取組を情報発信する。
すみたちよう 住田町 (岩手県)	- 出身者等で構成される「すみた大好き大使」や地域づくりインターンで町を訪れたことのある大学生等を対象に、地域の課題を話し合う場を設ける。 「すみた現地ツアー」を開催するとともに、年2～3回程度、広報誌を発送。 - 東日本大震災の復興過程において構築されたネットワークを持つ団体が、中間支援組織として関係人口と町関係者のマッチングや連絡調整等を担う。
かづのし 鹿角市 (秋田県)	- 市に縁がある人たちを対象に、「鹿角家」という関係人口のネットワークを構築。 「家族会議」（交流イベント）や現地での「実家暮らし体験ツアー」を実施するほか、空き家をリノベーションして、「鹿角家」が市内に滞留するための拠点づくりを検討する。 - 地域おこし協力隊OB・OGが中核となるNPO法人と連携。
かしわざきし 柏崎市 (新潟県)	「柏崎ファンクラブ」（H28～）会員のうち、首都圏在住の20～40代を対象に、谷根地域のイベント（たんねのあかり）を通して、当該地域について学び、実践する機会を提供。 「かしわざきカレッジ 谷根学部（仮称）」を開設し、講義による学び、現地見学による接触、イベント準備による実践といった3つのステップで、地域への関わりを深める。 - 次年度以降、地域イベントを媒介として、市内各地域に展開予定。
やすおかむら 泰阜村 (長野県)	- 村内のNPO法人が実施しているキャンプ事業の参加者・ボランティア経験者や、山村留学の卒業生・保護者等に、再度村を来訪してもらうことにより、関係人口を創出する。 - 過去の参加者や保護者がボランティアとして参加するほか、それぞれの事業参加者が年代により次の事業にステップアップし、村の課題解決に資する活動を実施。
ぐじょうし 郡上市 (岐阜県)	「郡上カンパニー」（H29～）をはじめとする取組により生まれた、役割を持って郡上に関わりたいという明確な意思を持つ都市住民を対象に、プラットフォームを構築。 - 現地見学会やフィールドワーク、地域活動団体等との意見交換を通じて、未利用資源を発掘するプログラムを実施。 「関係人口管理システム」を構築し、参加者それぞれの関わりに応じた情報提供を実施。
三重県 【伊勢市 ほか12市町】	- 県南部地域にルーツがある者等を対象に、明治初期に県南部地域に実在した「度会県（仮称）」の「県民」となってもらい、「県広報」等による情報提供を行う。 「県民」に協力してもらいたいことを「県民プロジェクト」として提示し、実際に「県民」に活動に参画してもらう。 - webサイトでのバーチャルな交流と、都市部でのリアルな交流を組み合わせる。

【】内は、提案団体と連携する団体

「関係人口」創出事業」モデル事業 採択団体

提案団体	事業のポイント、独自性
ひのちよう 日野町 (鳥取県)	・町出身者や通勤・通学者、ふるさと納税の寄附者等を対象とした「ふるさと住民票」(H28～)の登録促進を図るとともに、町政への意見募集や「ふるさと住民」の交流等を実施。 ・「ふるさと住民票実施自治体ネットワーク」を構築し、「ふるさと住民票」に取り組む他の自治体との意見交換を行う。
みきちよう 三木町 (香川県)	・香川大学生や首都圏の住民等に対するPRを強化し、「ふるさと住民票」(H29～)の登録促進を図る。 ・体験ツアー等の町に触れる機会の多様化、地域づくり活動や情報発信への参画などを通じて、段階に応じた「ふるさと」との関係性の深化を図る。 ・町職員の志願者で構成する「ふるさと住民票PT」が中心的役割を担う。
さいじょうし 西条市 (愛媛県)	・SNSを活用した「Love Saijo ファンクラブ」を中心に、市民と関係人口のネットワークを構築し、棚田や里山の再興や特産品開発等の協働実践活動と関係人口をマッチングする仕組みを確立する。 ・地域活性化や地域課題の解決に活用する「西条市ふるさと基金(仮称)」の設置と併せて、自立循環型のプラットフォームを構築。
うきは市 (福岡県)	・東京のアンテナショップを拠点として、市出身者等を対象に「東京うきは応援団(仮称)」を結成し、地域産品購入のきっかけ作りや現地ツアー等を実施。 ・連携協定を結ぶ福岡都市圏の企業等を「うきはパートナー団体(仮称)」と位置づけ、特産品の社内販売会を実施するほか、社員の農業体験や地域づくり活動の機会を提供。
きもつきちょう 肝付町 (鹿児島県)	・町の観光客やファンを中心とする「ウチノウラキモツキ共和国国民制度」(H27～)の「国民」を対象に、属性の分析や意向調査を実施し、「国民」へのインセンティブ等を検討。 ・「宇宙の町」づくりに積極的に関わる「国民」を「プラチナ国民」とし、イベントの企画・運営や町の情報発信に参画してもらう仕組みづくりを検討。

【】内は、提案団体と連携する団体

「関係人口」創出事業」モデル事業 採択団体

パターン(1) ② (ふるさと納税を行った者(寄附者)に対して)

提案団体	事業のポイント、独自性
かみしほろちよう 上士幌町 (北海道)	・移住交流促進プロジェクトや起業家支援プロジェクトへの寄附者(ふるさと未来投資家)を対象に、交流イベント・セミナーや、移住体験モニタリングの実施、プロジェクトの対象施設の現地視察を行う。 ・寄附者メールリスト登録者等へのアンケート・ヒアリングを行い、町への応援方法の調査・分析や、寄附者の職種やスキル把握による「応援人口」の実態調査を行う。
しべちやちよう 標茶町 (北海道)	・乗馬体験等のツアー参加者や連携する乗馬クラブの会員を中心とする都市圏の乗馬ファンを対象に、馬の飼育等に活用するふるさと納税を募る。 ・コアな層を「ホースタウン・広報官」として任命し、会議や現地視察等を通じ、町の広報・PR等に協力してもらう。
はなまきし 花巻市 (岩手県)	・市の地域資源(食文化や伝統文化等)に関わる物語のパンフレットをふるさと納税の返礼品とし、物語に共感した寄附者に対し、物語を現地で直接体験できる場を提供する。 ・体験を通じて物語を取材、再編集し、冊子等で発信する場を提供する。 ・ファンクラブ型のクラウドファンディングを利用し、定額の寄附を継続的に受け付ける。
よこてし 横手市 (秋田県) ※	・出身者や寄附者を中心とする「応援市民」を対象に、市への応援方法を検討する「横手応援市民学校」を開催。 ・応援方法を少人数の「応援研究ゼミ」で精査し、「応援市民」が中心となって実施。一連の応援までの流れについて課題等を検証し、応援サイクルを構築。 ・庁内に「応援人口研究会」を設置し、条例による「応援市民」の位置づけ等を検討。
もがみまち 最上町 (山形県)	・寄附者を対象に、町の取組に関する報告会を東京都内で開催するほか、寄附を活用した事業の視察や町内産品の魅力向上を目的とした生産現場の視察を実施。 ・「ふるさと納税大感謝」への参加や、出身者で組織され、現在も寄附者を多く抱える関東圏と仙台圏の「友の会」会員を対象とした報告会を実施し、寄附者の裾野を広げる。
てんえいむら 天栄村 (福島県) ※	・移住交流促進プロジェクトとして、移住や就農に関するガバメントクラウドファンディングを実施し、ふるさと納税を募る。 ・寄附者やルーツがある者等を対象に、ふるさと納税事業報告や村広報の発信、「第三のふるさと天栄村民パスポート」の発行を実施するほか、現地においてガバメントクラウドファンディング公募事業の関係者や地域住民とのグループワークや視察の機会を提供。
新潟県 【新発田市・魚沼市】	・ふるさと納税等を契機につながりを持つ「ふるさと新潟応援団」(H20～)を主な対象に、新潟の魅力や課題等を学ぶ「にいがたゼミナール(仮称)」を開催し、関心を深化。 ・連携する2市でのモニターツアーの実施や、ふるさと納税を活用した起業家支援事業の活動現場の視察により、関与を深化。
あまくさし 天草市 (熊本県) ※	・出身者等で構成される「ふるさと会」の会員や、会員以外の出身者や寄附者等を「ふるさと住民」として登録する。天草暮らしの体験ツアーや、天草エアライン運賃の島民割引価格での提供により、地域へ来訪してもらう。 ・登録の際に把握した属性や「市のためにできること」を、地域や企業との「ふるさとマッチング制度」に活用し、「ふるさと支援員(仮称)」として活動の場を提供。

【】内は、提案団体と連携する団体

※は、パターン(1)①・②双方に取り組む団体

「関係人口」創出事業」モデル事業 採択団体

パターン（２）（これから地域との関わりを持とうとする者等に対して）

提案団体	事業のポイント、独自性
岩手県 【一関市・釜石市】	・中小企業の事業承継問題が深刻化する地域において、将来的な担い手や事業運営に継続的に関わる人材を確保する。 ・東日本大震災の復興過程で生まれた関係人口をはじめ、地域で働く関心が高い層へアプローチし、参加者と現地企業の継続的な関わりを創出する。 ・復興過程で深い関わりができた企業や現地の中間支援組織と連携。
なんとし 南砺市 （富山県）	・祭り等の伝統行事の維持や耕作放棄地の低減等の地域課題の自律的な解決を図る。 ・ICTプラットフォームを構築し、「応援市民制度」(H28～)の登録者が有する知見やスキルと地域課題をマッチング。 ・現地メンターと地域おこし協力隊員が連携。
福井県 【福井市・鯖江市・美浜町・若狭町】	・空き店舗を活用したリノベーションによるまちづくりや、里山里海湖の地域資源を活かした「なりわい」づくり等に関わる都市人材を誘致する。 ・CSV活動に取り組む企業グループと連携し、地方での貢献活動に関心を持つ企業人材と地域をマッチング。 ・31年度以降、県内全市町への横展開を支援。
長野県 【長野市・小川村】	・長野市鬼無里地区の様々な素材を活用し、効果的に伝えていく人材や、小川村の伝統文化の担い手や地域の困りごとを解決する人材を確保する。 ・関係人口の創出に実績がある有識者が伴走支援するほか、県内市町村向けの成果発表会を通じて、ノウハウを共有。
ますだし 益田市 【津和野町・吉賀町】 （島根県）	・首都圏との交流の活性化や萩・石見空港の利用促進を目指し、都市交流分野の知見やスキルを持った人材を確保する。 ・現地メンターに加えて首都圏にもメンターと活動拠点（津和野町東京事務所内）を設け、関係人口の首都圏における活動をサポート。 ・「益田圏域定住自立圏」における市町村連携により実施。
おおなんちょう 邑南町 （島根県）	・平成30年3月に廃線となったJR三江線の跡地を活用した「レールパーク構想」やライトアップイベントに継続的に関わる人材を確保する。 ・鉄道ファンや中山間地域の地域づくりに関心を持つ人々にアプローチし、人口減少が著しい羽須美地区を持続可能な地区に転換する。 ・広島市と松江市に、関係人口が集まる「関係案内所」を開設。
ふくやまし 福山市 （広島県）	・市内の山間部と島しょ部における地域コミュニティの維持に向けて、ICTを活用した地域づくりや魅力発信に関する専門知識を有する人材を募集。 ・福山市立大学と連携し、地域に継続的に関わる若者や関係人口の創出につなげる。 ・大学に「地域活力創生プラットフォーム」(仮称)を設置し、他地域の活動も支援。
徳島県 【美馬市・佐那河内村・美波町】	・阿波おどりファンを中心に、古民家を活用した「うだつの町並み」の活性化や地場産材の利活用、起業・継業に取り組む人材を確保する。 ・全国の阿波おどり「連」を活用し、「関係案内所」(仮称)を構築。 ・県の若者応援サイトに、都市部の人材と徳島県をつなぐ「マッチング支援」機能を追加。
みなみおぐにまち 南小国町 （熊本県）	・黒川温泉を中心とする温泉旅館ビジネスから地域のお土産産業への波及効果を生み出す施策や、滞在型観光まちづくりに取り組む人材を確保する。 ・熊本に貢献したいという意欲を有する人材のネットワーク(クマコネメンバー)やプロボノマッチング団体を通じてアプローチし、具体的な実行計画案を作成する。

【】内は、提案団体と連携する団体

地域組織のあり方検討（協働のまちづくりガイドライン、地区公民館の活用の基本方針）の進め方

1 背景

鳥取市では、平成 20 年度を「協働のまちづくり元年」とし、まちづくり協議会の発足を呼びかけ、支援制度を創設するなど、市民との協働によるまちづくりに取り組んできました。

現在、市内全 61 地区に「まちづくり協議会」が設立され、地域の皆さんが主体となって策定した地域コミュニティ計画に基づき、地域課題の解決や魅力あるまちづくりが進んでいます。

一方で、急速な人口減少や少子高齢化、地域課題の多様化など、地域コミュニティを取り巻く環境は、まちづくり協議会が設立された当時より厳しさを増しており、地域によっては、人材や資金の不足など組織や活動の維持存続に不安を抱えておられる状況があります。

本市の制度や支援のあり方が、より地域の実情に即したものとなるよう、地域の皆さんと一緒に知恵を出し合いながら、検討していく必要があると考えています。

2 これまでの取り組み状況

検討に当たっては、意見交換（STEP1）、モデル的な取り組みと検証（STEP2）、運用と改善（STEP3）のステップ（段階）を経ることとしています。

平成 29 年度の取り組み状況は以下のとおりです。

年月	内容	備考
平成 29 年 8 月	協働のまちづくり推進本部会議において検討の進め方を確認	別紙資料 1
平成 29 年 8 月～11 月	鳥取市自治連合会地区会長会や地区公民館長会などでの説明	
平成 29 年 12 月～平成 30 年 1 月	まちづくり協議会とその事務局である地区公民館に対して現状や課題を把握するためのアンケートを実施	
平成 30 年 2 月	アンケート結果の情報共有、今後の進め方を意見交換（協働推進課、生涯学習・スポーツ課、各総合支所）	
平成 30 年 2 月～3 月	アンケートでいただいた意見の背景等を伺うためブロック単位等で意見交換（地区公民館ブロック連絡会、まちづくり協議会研修会など）	別紙資料 2
平成 30 年 4 月	地区公民館長会でアンケートと意見交換の実施状況を報告	
平成 30 年 6 月	協働のまちづくり推進本部会議において平成 29 年度の取り組み状況を報告、平成 30 年度の取り組みを確認	

※その他、関係部署と随時協議

3 平成 30 年度の取り組み

平成 29 年度に実施した意見交換（STEP1）の結果を踏まえ、平成 30 年度からはモデル的な取り組みと検証（STEP2）を進めます（別紙資料 3）。

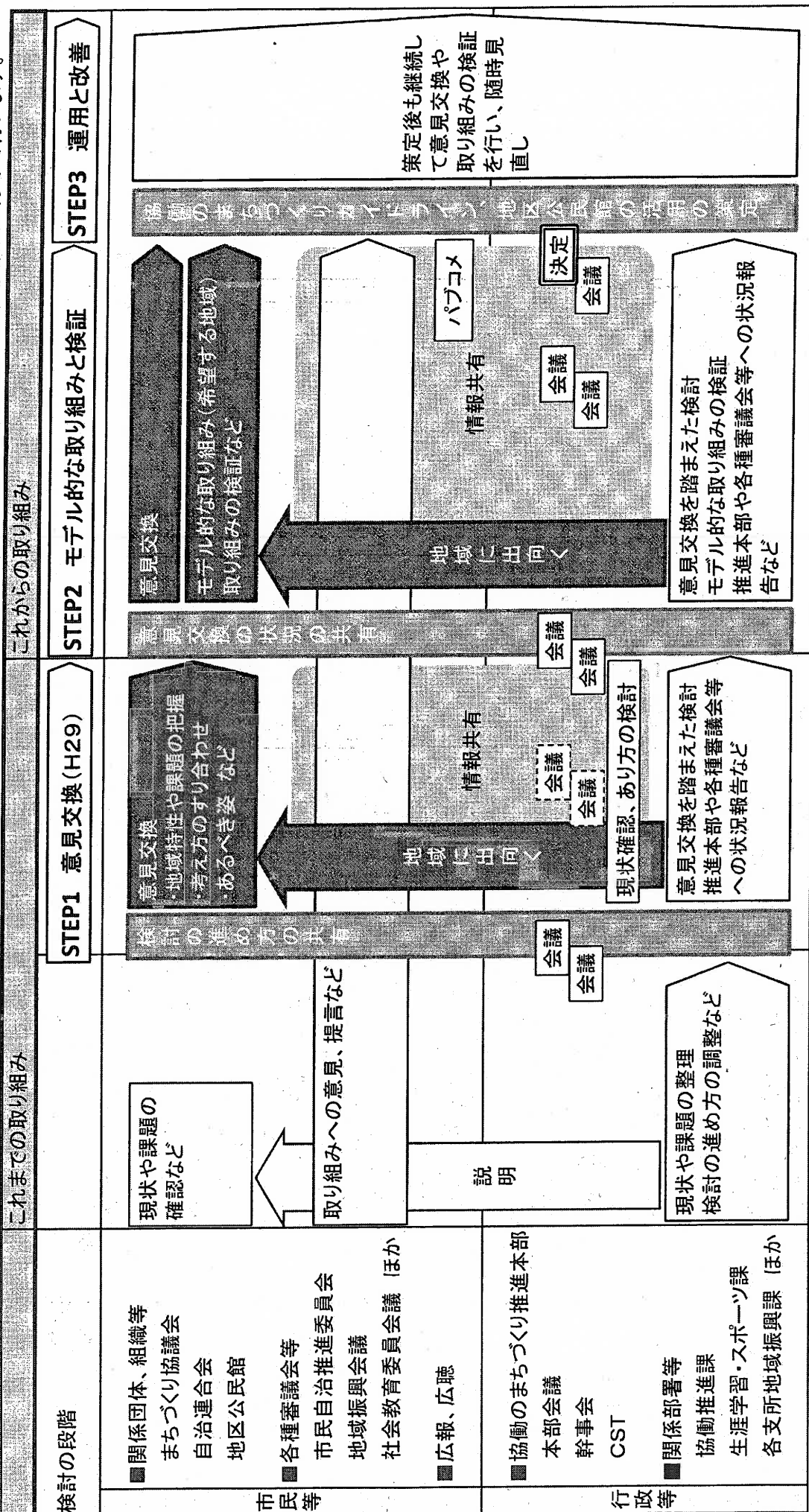
希望される地域において新たな取り組みを検討いただくとともに、庁内検討組織を設置し、本市の制度や支援のあり方の検討を並行して進めます。

① 染漬

H30.6.4協働のまちづくり推進本部決定

地域組織のあり方検討(協働のまちづくりガイドライン、地区公民館の活用の基本方針)の進め方イメージ

検討に当たっては、次のステップ(段階)を経ることとします(策定期限は設けません)。STEP2のモデル的な取り組みと検証は、状況に応じ、複数次に分けて行います。



平成 30 年 4 月 協働推進課

協働のまちづくりに関するアンケートと意見交換の実施状況

1 目的など

本市では、平成 20 年度を「協働のまちづくり元年」とし、以降、市民との協働によるまちづくりの取り組みを進めています。

その後 10 年が経過し、全 61 地区にまちづくり協議会が設立されるなど一定の成果を上げてきましたが、急速な人口減少や少子高齢化、地域課題の多様化など、地域コミュニティを取り巻く環境は厳しさを増しており、地域によっては、人材や資金の不足など組織や活動の維持継続に不安を抱えておられるのが現状です。

このような状況を受け、まちづくり協議会とその事務局である地区公民館に対し、現状や課題を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、その背景等について意見交換を行いました。

2 実施状況等

平成 29 年 12 月から平成 30 年 1 月

地区公民館とまちづくり協議会を対象にアンケート調査を実施

平成 30 年 2 月から 3 月

ブロック単位等で意見交換を実施（北地区役員会、湖南・国府・福部・河原・用瀬・佐治・気高・鹿野・青谷ブロック連絡会、まちづくり協議会研修会など）

3 地区公民館へのアンケート結果概要

次の 4 つについて現状や課題などを伺いました。

- ・運営委員会の構成、委員長など委員の任期
- ・運営予算
- ・地区自治会、まちづくり協議会、その他の各種団体との関わり
- ・地区公民館の運営で課題に思うこと

アンケート調査や意見交換でいただいた主な意見は次のとおりです。

(1) 運営委員会の構成、委員長など委員の任期

- ・任期は多くが 1 年か 2 年（定めのないところもあり）
- ・委員のうち町内会長や区長は 1 年で交代する場合が多い
- ・委員経験者を学識経験者として任命し、会議の継続性を確保している
- ・まちづくり協議会と同じような構成であり、まちづくり協議会と公民館運営委員会の一本化を検討している（すでに一本化している） など

(2) 運営予算

- ・公民館運営のため地区費を集めている（世帯数が少ないところは高くなる傾向、地区費がないところ、地区自治会が固定額を助成しているところあり）
- ・運営費の会計が厳しくなっていており、地区費を増やしていこうとしている
- ・まちづくり協議会の運営費を公民館が支援（補助金自己負担部分等）している など

(3) 地区自治会、まちづくり協議会、その他の各種団体との関わり

- ・まちづくり協議会以外にも、事務局として企画運営等に関わる団体（自治会、青少年、人権、社協など）がある
- ・公民館業務と地区活動の線引きが難しい（あいまい）、今までの慣例もある

- ・ 公民館総合補償制度の対象とするため、多くの事業を公民館との共催にしている（企画運営に関わることになる）
- ・ 公民館（給与を貰う市の職員）がするものだという地域の意識がある
- ・ 体育会（体育館管理、市民体育祭参加など）、人権推進協議会関係（人権推進課から公民館に依頼、座談会の開催も）の業務を負担に感じる
- ・ 館長の勤務時間が12時間を超過（様々な会の役員、充職など）している など

（４）地区公民館の運営で課題に思うこと

〔位置づけなど〕

- ・ 社会教育施設としての充実、社会の変化に対応した公民館のあり方
- ・ 求められる目的や使命の明確化
- ・ 教育委員会辞令（公民館職員）と市長辞令（協働のまちづくり推進員）は、例えば市長辞令に統一できないか など

〔職員など〕

- ・ 職員待遇（ベースアップ、期末手当、毎年の昇給、長期雇用など）、勤務時間の柔軟化（常勤化、年や半年スパンでの枠配分、短時間労働枠の創設、フルタイム2名体制で労働意欲向上など）、時間外勤務の制限、日々雇用職員業務内容の制約、館によって（活動内容によって）勤務形態を変えられるように など

〔運営予算など〕

- ・ 市の予算を実績に依拠して増やすべき（地区費が少なくなってきたり運営に不安、人口規模に応じて予算や職員数を考えるべきなど）
- ・ 生涯学習委託事業の使途制限の見直し（市費の茶葉は対象でペットボトルは対象外という運用は非現実的、まちづくり協議会補助金も同様の意見あり）
- ・ バス利用の制限、館外研修への制限の違和感
- ・ 公民館は自治会等各種団体から運営のための助成金を貰わないようにすべき（各種団体の自立を促すため） など

〔事業、施設利用など〕

- ・ 公民館事務の合理化（資金の流れを可能な限り一本化、例えば市費部分を公民館で管理すると事務が簡略化されるなど）
- ・ 公民館事業の内容を検討する時間の確保
- ・ 参加者の増加や施設の稼働率を上げる方策の検討
- ・ 地域リーダーの発掘、担い手の育成
- ・ 公民館が能動的に動く地域活性化を阻害、地域が活用を考える仕組みづくり
- ・ 証明発行など市民サービスの提供（市職員を1名派遣）
- ・ 施設の改修、駐車場の確保 など

〔地域との関係など〕

- ・ 地域団体の業務との線引き、バランスが難しい
- ・ 区長会とまちづくり協議会の区切りがあいまい、将来的に統合も検討すべき
- ・ まちづくり協議会が地区公民館を管理運営しては（地域での管理運営は不安、まずは体制を整える必要があるとの意見もあり）
- ・ まちづくり協議会と公民館運営委員会は共通部分が多いため、組織を統合
- ・ 自治会会計（1月-12月）と行政会計（4月-3月）の違いの解消 など

4 まちづくり協議会へのアンケート結果概要

次の9つについて現状や課題などを伺いました。

- ・組織の構成
 - ・会長など役員の任期、役員や活動者（リーダー）などの確保や発掘方法
 - ・活動予算
 - ・事業の実施にあたり、地区公民館との関わり方や役割分担
 - ・事業の実施にあたり、地区自治会との関わり方や役割分担
 - ・地域コミュニティ計画の検証や見直しのルール
 - ・まちづくり協議会の運営で課題に思うこと
 - ・地域コミュニティの拠点となる地区公民館の機能として期待すること
 - ・市の支援制度（補助金、C S T、研修など）について検討を求めたいこと
- アンケート調査でいただいた主な意見は次のとおりです。

(1) 組織の構成

- ・設立当初から組織の見直しを行っている（全体の約3分の1が見直しを実施、活動しやすいよう委員会や部会を再編、構成団体の変更など）
- ・地区自治会（区長会）とまちづくり協議会で活動区分が不明確、組織の硬直化や縦割り（各団体独自性強い）の弊害を感じている
- ・まちづくり協議会と区長会と公民館が一体化、まちづくり協議会と自治会が一体化、自治会の中の1委員会としてまちづくり協議会があるなど形態は多種多様
- ・旧来から地域の事業は公民館で行っており、地区自治会がない、あるいは組織としてはあるが特に事業や活動は行っていない、まちづくり協議会＝事業部門、地区公民館＝社会教育部門となっている など

(2) 会長など役員の任期、役員や活動者（リーダー）などの確保や発掘方法

- ・役員の任期は、1年が全体の約半分、2年が約3分の1（3年のところもあり）
- ・役員は、地区の各種団体役員から選出されているケースが多い（鳥取地域では半分以上の地区で地区会長が会長を兼務）
- ・町内会長が1年交代で終わり継続性がない
- ・役員の高齢化、若い世代の参画に苦慮している（後任が見つからないなど）
- ・事業などを通じて個人に声掛けしたり公募したりして発掘している
- ・役員に年齢制限を設けている など

(3) 活動予算

- ・補助金40万円（補助率4／5）で事業実施には自己資金が必要であるが、地区自治会からの支援を受けている、公民館運営委員会からの支援を受けている、各戸負担をお願いしているなど様々なケースがある
- ・世帯数の減少などで自主財源部分（全体事業費の5分の1）の負担が難しくなっている など

(4) 事業の実施にあたり、地区公民館との関わり方や役割分担

- ・館長が事務局長となり、職員も庶務から事業実施まで多岐に渡って深く関わっており地区公民館の支援がなければ活動そのものが難しい（公民館職員の役割はあまりないとする地区もある）
- ・まちづくり協議会の事業と地区公民館の事業が密接な関係にある
- ・公民館総合補償制度の適用を受けるため、多くの事業を公民館との共催事業としている など

(5) 事業の実施にあたり、地区自治会との関わり方や役割分担

- ・地区会長がまちづくり協議会の会長となったり、町内会長が役員となるなど、連携協力体制をとっている（まちづくり協議会と地区自治会の役員が同じなど）
- ・地区自治会の組織の有無に関わらず、各町内会長（区長）は活動に協力している
- ・地域のまちづくり組織として、地区自治会とまちづくり協議会が一体、または二極化しているなど地域によって状況が異なる など

(6) 地域コミュニティ計画の検証や見直しのルール

- ・検証と見直しは、3年、5年など複数年で計画的に行っている、翌年度計画を検討する際に行っている（多くの地域が検証の必要性を認識）
- ・当初から計画の見直しを行っていない、事業計画とコミュニティ計画が十分に連動できていない状況がある など

(7) まちづくり協議会の運営で課題に思うこと

〔人材の確保など〕

- ・役員、推進の担い手となる人材の確保
- ・役員に継続性がない
- ・役員の高齢化、現役世代、女性参加の拡大
- ・参加者は増えてきているが、参加する方から催す側にどうやって移ってもらうか
- ・長期的にまちづくりに係わる専任の推進委員等が必要 など

〔組織のあり方など〕

- ・まちづくり協議会を頭にして、その下に各団体が入る型がいいとは思うが、現状を変更するのは難しい
- ・地区公民館に負担がある（時間外勤務も多い）
- ・自治会、公民館、まちづくり協議会は役割を明確に線引きすべき
- ・公民館職員、まちづくり協議会役員にとっても、まちづくり協議会と公民館の活動の違いがはっきりと理解ができない
- ・事務局体制の脆弱さの解消
- ・市に設立させられた組織、ボランティアに何を期待するのか、ボランティアではなかなか人は動かない など

〔活動内容など〕

- ・取り組みが「即成果」を求めやすくなりがち
- ・過疎化、空き家、少子化、老老世帯、世代間、若者、道徳の歪みなど社会変化と如何に向き合うか
- ・地域のまちづくりについて、住民と意識の共有を図っていくことが重要
- ・実践活動として市は何を期待しているのかが不明瞭
- ・自治会ははじめ各種団体活動は、自らの活動を中心に取られ、まちづくり協議会の活動と連鎖していない
- ・計画立案の時期が、自治会予算計画より遅れるので各種団体計画より遅れてくる
- ・事業のマンネリ化
- ・地域内の企業やNPO法人等との連携、集落単位を超えた地域課題への取り組み
- ・まちづくり協議会で何をすべきか、その範囲がわからない
- ・地域のニーズや問題点はいろいろあるが、本来行政がやるべきことまでまちづくり協議会にさせようとしているのではないかなど

〔活動資金など〕

- ・ 資金の不足
- ・ 一律 40 万の助成金については、実績主義により配分すべき
- ・ 運営補助（5万円）も含めた活動補助にしてほしい
- ・ 自治会からの助成を受けていることで、自治会の傘下組織ではないかと思われるなど

（８）地域コミュニティの拠点となる地区公民館の機能として期待すること

- ・ 総合的にいろいろなことをしていただいております現状でよい
- ・ 誰でも、いつでも、笑顔で集まり、生きがいを持って生活できる地域づくりに貢献できる機能（施設として備える機能、面積など含む）を発揮
- ・ 地域住民の中で、地区公民館設置の目的及び意義、また果たしている機能や役割を理解している人は少なく、市が地区公民館の果たしている役割を周知すべき
- ・ 地区公民館抜きでは、地区すべての活動に支障が出る
- ・ 単なる庶務的な事務ではなく地域の中核施設としての機能が果たせる人的配置
- ・ 公民館に多くの事業を求めるのではなく地域住民の自主的活動の場の提供、交流の仲介的な役割を担ってもらえれば
- ・ 公民館職員の異動に地区からの意見の導入（まちづくり協議会はもとより地区全体のコミュニティ活動は、公民館が基点であり公民館なくして地区活動はできない）
- ・ 地区公民館と地区自治会の機能強化が重要であるが、特に「両者に、ある程度企画力・資料作成能力を持った専任事務局の確保」が今後重要になる
- ・ 4つの事務局を担当しているが、ほぼ限界でありこれ以上の負担は困難、今後、地域での公民館活動の真のあるべき姿について十分なる議論を重ねていきたい（指定管理者制度を含めて）
- ・ 住民側としては、まちづくり協議会よりは地区公民館としての認識が高い
- ・ 市の組織から切り離して地域独自で自由に運営できるようにならないか（人件費や活動事業費、施設維持管理費など将来にわたっての継続的な財政支援の担保が必要）
- ・ まちづくりのための若い世代のリーダーづくり
- ・ 公共性を有する活動を行うのは当然として、もっと自由裁量を認めるべき（例：コンビニエンスストア、郵便局、医療機関の入所、空き部屋の有効活用など） など

（９）市の支援制度（補助金、CST、研修など）について検討を求めたいこと

〔補助金など〕

- ・ 金額（地域の負担を2割から1割に、全額を市負担で、世帯数に応じた配分など）や使用できる対象経費（講座の受講など）の範囲の増加
- ・ 新規で発想がユニークなものについては別枠を新設すべき、活動内容によっては補助金の追加措置等の対応
- ・ 1団体1回しか使えない補助制度の改善
- ・ ホームページの作成、運営には別の補助金、支援金の対応等を考えてほしい
- ・ 複数以上の地区で取り組むイベント等を対象とした補助金を検討しては
- ・ 提出書類の簡素化、申請手続きの市の支援、他の補助金の紹介
- ・ 支援制度を使って事業を推進した場合は、その評価を求めるべき など

〔コミュニティ支援チーム（CST）など〕

- ・ CSTは廃止すべきである（機能していない）
- ・ CSTは今後も存続すべき、CSTからの提案が必要、希望のあるなしに関わらず必ず一地区に一人、助言者、相談者、応援者として配置（地区の行事に自ら参加）

- ・地域コミュニティの拠点として、地域団体や住民とのパイプ役となる地域コーディネーター（有償）を配置 など

〔研修など〕

- ・一つのテーマを出し、グループ5人程で協議をして発表、評価する研修会を望む、当然プロを呼んで
- ・市担当者との現場（公民館）での情報交換の場を設けていただきたい、市職員の関与が薄い、年1回短時間でも市とまちづくり協議会役員との情報交換の場を
- ・目的を明確にした先進地などの視察研修
- ・自治会とまちづくり協議会が連動しているような地域の発表があったほうが市全体の方向性としては望ましい
- ・地域によって大きく異なっており、一堂に会しての画一的な研修は意味がない
- ・まちづくり協議会相互の現地研修または交流研修 など

〔その他〕

- ・公民館の業務との整理が必要
- ・現下の社会情勢、市政の課題を踏まえあれもこれもではなく、地域づくりに向けた活動目標の示唆が必要
- ・町内会への加入に、行政としての立場から世論の改善を図る工夫、施策を期待
- ・事業を計画する時に、人、場所など紹介するリストがあると計画しやすい
- ・鳥取市民の皆さんは“まちづくり協議会”の存在を知っているのか
- ・まちづくり協議会に行政の情報がもっと届くようにしてほしい
- ・まちづくり協議会の位置づけを明確にすべき など

※まちづくり協議会研修会でのグループワーク

平成30年3月13日の研修会で実施したグループワークでは、まちづくり協議会の課題などについて、次のような意見が出ました（講師による講評）。

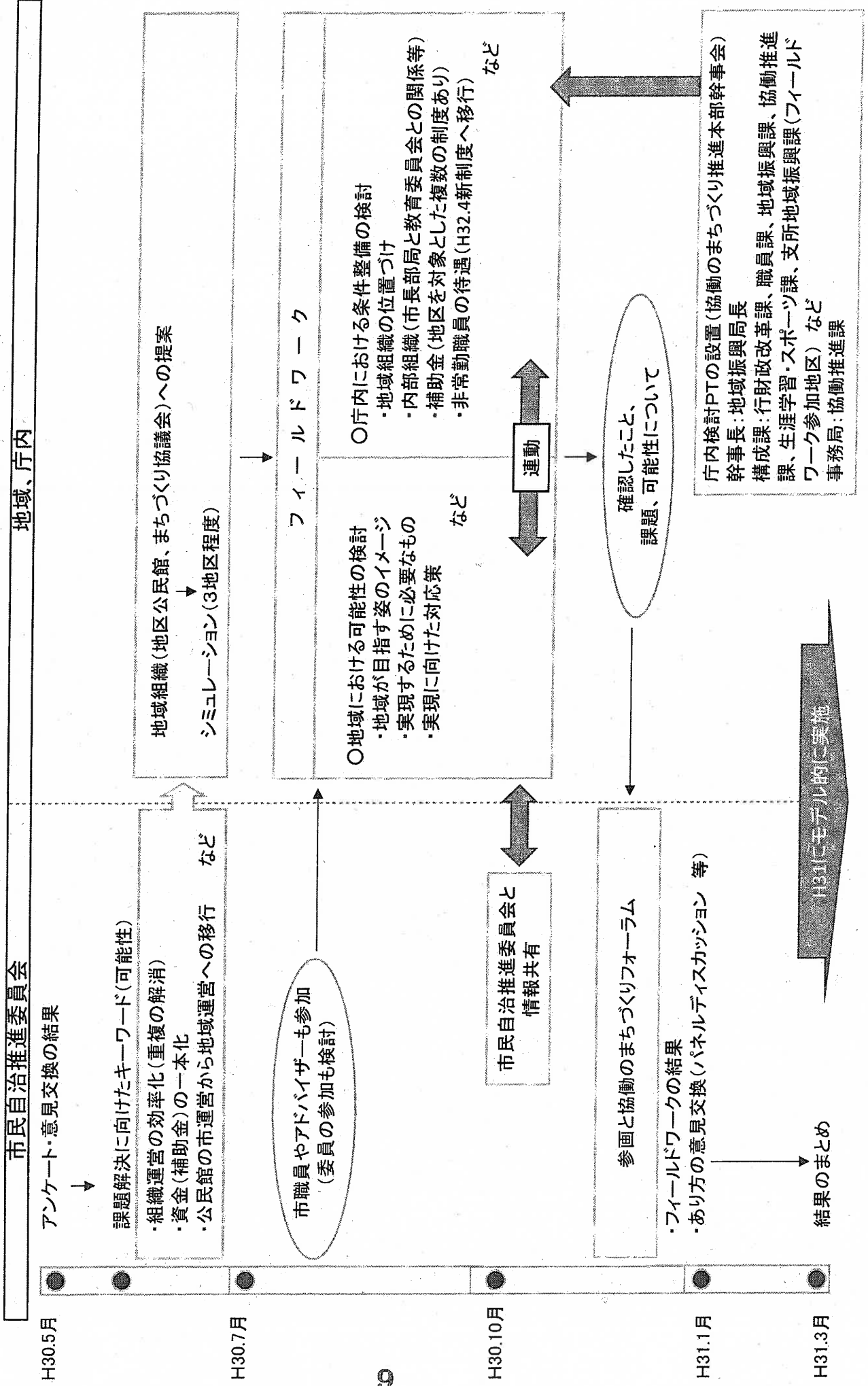
- ・なかなか難しいこと
- 人：若者の参加が無い → そもそも町内会への加入率が減少
役員のなり手がいない
高齢化で〇〇さんがいなくなったら・・・
議論をするけど手を動かす人が足りない
- 組織：役割が多すぎる
公民館や地区と似た事業がある
エリアが広い
1年交代やあて職の人のモチベーション
- 予算：財源がない
財源に縛りがあるので使いにくい

5 今後の取り組み

社会情勢が急速に変化する中、地域コミュニティが、地域の課題や特性に応じ、活動資金の確保や拠点施設の運営に一定の裁量を持ち、主体的な取り組みを展開することが今後ますます大切で重要になってくると考えています。

ブロック別の意見交換では、定期的に話し合いの機会を設けることが望ましいとのご意見を多くいただきました。アンケート調査や意見交換でいただいたご意見も踏まえ、本市の制度や支援のあり方が、より地域の実情に即したものとなるよう、地域の皆さんと一緒に頑張って、検討を進めます。

平成30年度 地域組織のあり方検討の進め方(イメージ)



新市域振興ビジョンの改訂（主なもの）

改訂の趣旨	改訂前	改訂後
策定の趣旨は変わるものでなく、今回の改訂の趣旨を加筆する。	第1編 はじめに 1. 「鳥取市新市域振興ビジョン」策定の趣旨	第1編 はじめに 1. 「鳥取市新市域振興ビジョン」策定の趣旨 2. 「鳥取市新市域振興ビジョン」の改訂について 「このたび、新市域振興ビジョンの策定から5年を迎えるにあたり、平成28年度策定した「第10次鳥取市総合計画との整合を図ること、ビジョン策定から平成29年度までの成果を記載すること、更には新たな課題を盛り込むために改訂を行うものです。」 (ビジョンP1) 3. ビジョンの位置づけ・目標期間・対象地域 ◆位置づけ 「なお、本ビジョンの位置づけについては、次期の「鳥取市総合計画」策定時に改めて検討することとする。」 (ビジョンP4)
策定したビジョンの具体的な取り組みについて、「鳥取市総合計画」をはじめ各種計画に盛り込み実現に向けて検討することになるが、位置づけについて、今回の改訂に合わせ次のとおり加筆する。	(ビジョンP1) 2. ビジョンの位置づけ・目標期間・対象地域 ◆位置づけ (ビジョンP4)	

新市域振興ビジョンの改訂（主なもの）

改訂の趣旨	改訂前	改訂後
9次総で掲げた5つのまちづくりの目標を10次総へ準拠させ、項目ごとに加筆・修正した。 また、「鳥取市創生総合戦略概要」を加筆した。	1 ふるさとを愛し 次代を担うひとづくり 2 心豊かにいきいきと 人が輝くまちづくり 3 笑顔があふれ 心安らぐまちづくり 4 緑あふれる日本のふさとづくり 5 人・モノ・情報が往きかい にぎわうまちづくり (ビジョンP11～14、P32～48)	1 安心して出産・子育てができ、すべてのひとが住みやすいまち 2 新しいにぎわいのあるまち 3 地域に活気があるまち 4 安全・安心なまち 5 まちづくりを支える自立した自治体経営 ～鳥取市創生総合戦略概要～ (ビジョンP11～15、P33～49)

改訂の趣旨	改訂前	改訂後
ビジョン策定時から平成29年度までの「まちづくりの成果」を加筆・修正した。	2. まちづくりの成果 (主な成果) ・高速道路ネットワークの整備 ・周遊観光の核となる施設の整備 ・学校施設の改築・耐震補強 ・公園・広場等の協働による芝生化 ・総合公共交通システムの構築 ・多極型コンパクトシティ ・企業誘致 ・協働のまちづくり ・移住定住の推進 3. 10年先をめざしたまちづくり (ビジョンP6～9)	2. まちづくりの成果 (主な成果) ・高速道路ネットワークの整備 ・周遊観光の核となる施設の整備 ・学校施設の改築・耐震補強 ・公園・広場等の協働による芝生化 ・総合公共交通システムの構築 ・多極ネットワーク型コンパクトシティ ・企業誘致 ・協働のまちづくり ・移住定住の推進 3. 明るく夢のもてるまちづくり (ビジョンP6～9)

新市域振興ビジョンの改訂（主なもの）

改訂の趣旨	改訂前	改訂後
各総合支所がこれまでの成果を踏まえ、これからのまちづくりの考え方を加筆・修正した。	5. 地域別の現状と課題、めざす将来像 (ビジョンP15～31)	5. 地域別の現状と課題、めざす将来像 (ビジョンP16～32)

改訂の趣旨	改訂前	改訂後
新たな時代のまちの姿について、加筆・修正した。	1. 新たな時代へのまちの姿 (主な項目) ・ 将来の学校のあり方を地域で議論する組織づくり ・ 地域とともにある学校づくりの推進 ・ 地域の後継者を地域が主体となって受入れる体制づくり ・ <u>医療や介護などのサービスが切れ目なく受けられる（地域包括ケアシステム）</u> ・ 地域を結ぶ公共交通 ・ 地域生活拠点再生計画によるまちづくり ・ 地域特性を活かした農業・農村の活性化 ・ 高速交通網を活用した工業用地の整備 ・ 多様な主体の連携による新産業・新商品創出 ・ 地域資源を活用した観光振興 (ビジョンP49～79)	1. 新たな時代へのまちの姿 (主な項目) ・ 将来の学校のあり方を地域で議論する組織づくり ・ 地域とともにある学校づくりの推進 ・ 地域の後継者を地域が主体となって受入れる体制づくり ・ <u>住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり（地域包括ケアシステム）</u> ・ 地域を結ぶ公共交通 ・ 地域生活拠点再生計画によるまちづくり ・ 地域特性を活かした農業・農村の活性化 ・ 高速交通網を活用した工業用地の整備 ・ 多様な主体の連携による新産業・新商品創出 ・ 地域資源を活用した観光振興 (ビジョンP50～78)

お問合せ English Chinese Korean Russian 背景色 ☐ 白 ☒ 黒 ページ 文字サイズ 標準 拡大(150%) 拡大(200%)

 **島根県** Shimane Prefectural Government

内検索 Custom Search 検索

サイトマップ カレンダー (外部サイト)

広告 Ruby ネットワーク応用通信研究所

トップ 防災・安全 観光 子育て・教育 医療・福祉 暮らし しごと・産業 環境・県土づくり 県政・統計

トップ > 県政・統計 > 地域振興・交通 > 関係機関 > 中山間地域研究センター > 研修 > 研修について [中山間地域研究センター]

研修について

集落や自治会、公民館、地域づくり団体等の研修事業として、センターにお越しになり、センターの研究分野に関連した研修を希望される場合には、センターを会場として団体ごとに個別の研修を実施します。

研修の内容

個別研修

研究員の説明＋意見交換（概ね60分程度）

【テーマ例】

- ・鳥獣対策研修イノシシ、サル、シカの被害対策について
- ※イノシシの研修については、イノシシ対策のビデオ視聴後、研究員との意見交換となります。
- ・中山間地域の現状と課題、地域研究スタッフの研究紹介
- ・新たなコミュニティ活動の取り組み事例の紹介
- ・産直市の運営と課題、新たなステップアップ
- ・中山間地域の土地利用、GISの活用
- ・耕作放棄地対策、竹林対策
- ・森林の果たす公益的機能（小中学校向け）

※各課の担当している分野はこちらよりご確認ください

- ・地域研究スタッフ
- ・資源環境科
- ・きのこ・特用林産科
- ・鳥獣対策科
- ・森林保護育成科
- ・木材利用科

対応可能な日

センターは、土日祝日は閉所日のため、平日のみの対応とさせていただきます。

対応時間：午前10時から午後4時

※センターの主催行事、イベント等の開催、他の研修の予約が入っている場合、希望する研修の担当研究員が不在の場合など、ご希望日の研修をお受けできない場合があります。

研修費

資料代を含め実費を負担いただきます(お一人様1,000円)

※ただし、次の場合については無料になります。

- ・島根県内の組織、団体、個人の方
- ・センターの試験研究に関する情報交換を行う場合
- ・都道府県議会の視察等(島根県議会事務局を通じてお申し込みのあったもの)

お支払い方法

原則として研修当日に現金でお支払い下さい。

申込方法

- ・研修希望日の概ね1ヶ月前にまでに、研修担当者にお問い合わせ下さい。
- ・受入が可能ことが確認できましたら、別添研修申込票に必要事項を記入のうえ、FAX、郵送またはメールにてセンターまでご提出下さい。
- ・申込書がセンターに届きましたら、再度確認のためお電話させていただきます。

研修申込票 ([Word版: 40KB](#))

研修の申込・問い合わせ先

〒690-3405 島根県飯石郡飯南町上来島1207
島根県中山間地域研究センター 研修担当
電話0854-76-3808
FAX0854-76-3758

お問い合わせ先

中山間地域研究センター

島根県中山間地域研究センター
〒690-3405 島根県飯石郡飯南町上来島1207
TEL: 0854-76-2025 FAX: 0854-76-3758
Mail: chusankan@pref.shimane.lg.jp

[ページの先頭へ戻る](#)

[個人情報の取り扱い](#) [著作権・リンク等](#) [アクセシビリティ](#)
[ソーシャルメディア利用指針](#)



QRコード
携帯電話で島根県公式ホームページにアクセスできます。

Copyright (C) 2013 Shimane Prefectural Government. All Rights Reserved.

島根県雲南市 はた 波多地区

人材の「合わせ技」による新たなサービス展開

●取組の背景

波多地区は、島根県雲南市の最南端にあります。昭和の合併前の旧波多村の区域で、15自治会で構成されています。平成20年3月に波多小学校が廃校になるまでは、ひとつの小学校区でした。

雲南市では、平成19年度までに、市内全域で、概ね小学校区単位で地域自主組織が設立されました。波多地区でも、旧掛合町時代に組織された自主組織を母体に、平成10年に「波多コミュニティ協議会」を立ち上げ、地域活動に取り組んできました。

そのような中、雲南市は、平成22年度から、「地域でできることは地域で行う」基盤を整えるため、各地区の生涯学習拠点である「公民館」を「交流センター」に変え、地域自主組織の活動拠点として整備する方針を打ち出しました。波多コミュニティ協議会では、廃校後の旧波多小学校に波多公民館の機能を移し、地域活動の拠点として活用してきましたので、この旧小学校を「波多交流センター」として、波多コミュニティ協議会が指定管理制度により運営しています。

●「小さな拠点」づくりに向けた取組

平成20年、波多コミュニティ協議会では、部会として「彩りプロジェクト」を設立し、約20名のメンバーが中心となって地区の課題を検討しました。その結果5つの課題が抽出され、なかでも「防災」、「買い物」、「交通」の3つに重点的に取り組むこととなりました。

特に「買い物」については、地区内にあった唯一の商店が閉店し、地区内に不安が広がっていました。このため波多コミュニティ協議会では、民間のスーパーチェーンに加入し、雲南市や県の財団の支援を受けながら、平成26年10月、波多交流センター内に「はたマーケット」というスーパーを開設しました。

小さいながらも、食品から文具、日用品まで毎日の生活に必要な700品目を揃えています。また店舗の横には、買い物にきた住民の交流スペースとして喫茶コーナーをつくるなどの工夫もしています。



●「小さな拠点」をつくり、続ける上での課題

「買い物」と同じように、高齢化が進む波多地区で深刻化しつつあったのが、高齢者の交通問題でした。波多交流センターでは、「はたマーケット」を開店する前にも、閉店した商店の雑貨を置いた小さな売店を設置していたのですが、車を持たない高齢者や一人暮らしの住民はアクセスしにくく、気軽に頼める身近な交通手段を求める声が高まっていました。

そこで協議会では、協議会が所有するワゴン車で地区内だけを運行するデマンド交通「たすけ愛号」の運行を始めました。「はたマーケット」のほか、路線バスの停留所や波多温泉など、行き先は自由で、例えば「はたマーケット」までの運賃は片道100円ですが、買い物すれば帰りの運賃は無料になります。また電話で注文した商品の配送もしています。車を持たない人は無料で送迎するなど、福祉サービスとしての側面も持っています。

●「小さな拠点」での活動の「続け方」

「はたマーケット」のレジ打ちや「たすけ愛号」の運転手は、波多交流センターの職員が兼務して、交代であたっています。波多コミュニティ協議会が市の交付金を元に雇用しているセンター職員を、「小さな拠点」での様々な活動に「合わせ技」で活用することにより、単独では雇用が成立しないような小さい仕事を維持し、「小さな拠点」の諸機能を持続させる仕組みをつくっています。

